

平成 30 年

宝達志水町議会会議録

第 2 回定例会

平成30年 6 月 7 日 開会

平成30年 6 月15日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第33号 平成30年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第34号 平成30年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第35号 平成30年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第36号 平成30年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第37号 宝達志水町墓地条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 宝達志水町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第40号 宝達志水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 宝達志水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 宝達志水町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 報告第2号 専決処分の報告について
専決第2号 平成29年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）
- 報告第3号 専決処分の報告について
専決第3号 平成29年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 報告第4号 専決処分の報告について
専決第4号 平成29年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 報告第5号 専決処分の報告について
専決第5号 平成29年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 報告第6号 専決処分の報告について
専決第6号 平成29年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）
- 報告第7号 専決処分の報告について
専決第7号 平成29年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第5号）

報告第8号 専決処分の報告について

専決第8号 平成29年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第5号）

報告第9号 平成29年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第10号 専決処分の報告について

専決第9号 宝達志水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

報告第11号 専決処分の報告について

専決第10号 宝達志水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

報告第12号 専決処分の報告について

専決第11号 宝達志水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

報告第13号 専決処分の報告について

専決第12号 農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例について

報告第14号 専決処分の報告について

専決第13号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例について

報告第15号 専決処分の報告について

専決第14号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

報告第16号 宝達志水町障害者計画の策定について

平成30年 6 月 7 日（木曜日）

◎出席議員

1 番	林	稔	7 番	守 田 幸 則
2 番	塚 本 勇 仁		8 番	北 本 俊 一
3 番	久 保 喜 六		9 番	金 田 之 治
4 番	土 上 猛		10 番	小 島 昌 治
5 番	柴 田 捷		11 番	北 信 幸
6 番	林 一 郎		12 番	近 岡 義 治

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	金 田 成 人
主 幹	上 野 峰 子

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	寶 達 典 久
参事兼総務課長	松 栄 忍
参事兼財政課長	村 井 仁 志
危機管理室長	村 井 康 志
情報推進課長	藤 本 清 司
企画振興課長	一 家 剛
住 民 課 長	荒 井 雅 子
税 務 課 長	定 免 文 江
健康福祉課長	村 山 敬 一
健康づくり推進室 長	小 川 智 子

農 林 水 産 課 長	越 野 好 則
地 域 整 備 課 長	安 達 大 治
会 計 課 長	松 田 真由美
宝 達 志 水 病 院 事 務 局 長	濱 中 豊
教 育 長	山 岸 芙 美
学 校 教 育 課 長	岡 田 正 人
学 校 教 育 課 担 当 課 長	宮 城 宏
生 涯 学 習 課 長	定 免 敏 彦
文 化 財 室 長	村 井 伸 行

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第33号 平成30年度宝達志水町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 議案第34号 平成30年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 6 議案第35号 平成30年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第
1 号）
- 日程第 7 議案第36号 平成30年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第37号 宝達志水町墓地条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第38号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第39号 宝達志水町国民健康保険条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第11 議案第40号 宝達志水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事
業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例について
- 日程第12 議案第41号 宝達志水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例につい
て

日程第13	議案第42号	宝達志水町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第14	報告第2号	専決処分の報告について 専決第2号 平成29年度宝達志水町一般会計補正予算 (第7号)
日程第15	報告第3号	専決処分の報告について 専決第3号 平成29年度宝達志水町国民健康保険特別 会計補正予算(第5号)
日程第16	報告第4号	専決処分の報告について 専決第4号 平成29年度宝達志水町後期高齢者医療特 別会計補正予算(第3号)
日程第17	報告第5号	専決処分の報告について 専決第5号 平成29年度宝達志水町介護保険特別会計 補正予算(第4号)
日程第18	報告第6号	専決処分の報告について 専決第6号 平成29年度宝達志水町ケーブルテレビ事 業特別会計補正予算(第2号)
日程第19	報告第7号	専決処分の報告について 専決第7号 平成29年度宝達志水町水道事業会計補正 予算(第5号)
日程第20	報告第8号	専決処分の報告について 専決第8号 平成29年度宝達志水町下水道事業会計補 正予算(第5号)
日程第21	報告第9号	平成29年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計 算書の報告について
日程第22	報告第10号	専決処分の報告について 専決第9号 宝達志水町指定地域密着型サービスの事 業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例について
日程第23	報告第11号	専決処分の報告について

専決第10号 宝達志水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第24 報告第12号 専決処分の報告について

専決第11号 宝達志水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第25 報告第13号 専決処分の報告について

専決第12号 農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例について

日程第26 報告第14号 専決処分の報告について

専決第13号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例について

日程第27 報告第15号 専決処分の報告について

専決第14号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第28 報告第16号 宝達志水町障害者計画の策定について

日程第29 議案に対する質疑

日程第30 町政一般についての質問

日程第31 議案等の委員会付託

◎開会・開議

○議長（北 信幸君） あらかじめ申し上げます。町広報担当課及び報道機関からビデオ、写真撮影の申し出がありましたので、これを許可いたします。

ただいまから平成30年第2回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、地方自治法第113条に規定による定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北 信幸君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第127条の規定により、9番 金田之治君、8番 北本俊一君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（北 信幸君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月15日までの9日間にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から6月15日までの9日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（北 信幸君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、「生産性向上特別措置法」に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置に関する要望1件をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から、平成30年3月分及び4月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職・氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎提出議案の上程・説明

○議長（北 信幸君） これより本日提出のありました議案第33号 平成30年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）から報告第16号 宝達志水町障害者計画の策定についてまでの議案10件及び報告15件を一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 本日ここに平成30年第2回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては公私ともに御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、町政を取り巻く諸情勢について述べさせていただくとともに、本定例会に提案いたしました諸議案の概要について順次御説明を申し上げます。

まず、小学校・保育所の統廃合について申し上げます。

私は、本町で著しい少子化が進む中、よい教育・保育環境を整えていくため、適切な規模や望ましい学校配置について考えてまいりました。

検討に当たっては、昨年町内36カ所で開催いたしましたタウンミーティングで町民の皆様から、また現場である小学校・保育所の先生方から御意見を伺い、そのお考えを参考にさせていただきました。

そして、小学校は、現在の5校を旧町単位に1校ずつの2校とし、保育所は現在の5カ所のうち宝達保育所を廃所とし、残る4つの保育所を存続する方針といたしました。

小学校については、人数が少ないこと、また複式学級が悪い面ばかりではないと思いますが、極端に人数が少ない、また男女比に大きな偏りがある状態では授業以外の活動や多様な人間関係を築いていくことに支障が生じることを懸念いたしました。そして、2校としたのは、「地域の子どもは地域で育てる」との考えに立ち、地域の方々とのかかわりの中で、強い郷土愛が育まれることを願い、身近な場所にある小学校に通うことが望ましいと考えたからであります。

場所と時期につきましては、さらに検討した上で申し上げますが、方針を決めた以上は町民の皆様に御理解を求めつつ着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、保育所については、ゆとりのある保育環境の実現や子育て支援の観点から、送迎など保護者の負担が重ならないように4保育所としたものであります。

宝達保育所は、ほかの保育所に比べ劣化・損傷が著しく、また園児数も少ないことから、今年度末で閉所することといたします。今後早急に保護者や地域住民の方々に御説明をして御理解を賜りたいと考えております。また、存続する4保育所のうち中央保育所は建てかえを、北大海第一保育所は改修をする考えであります。

就任以来1年をかけて検討を重ねてまいりましたが、子どもたちがこのすばらしい地域と人々の中で元気で仲よくたくましく育ち、町に明るさと活気があふれるようなまちづくりを目指してまいります。議員各位、住民の皆様方に深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、庁舎内の防犯対策について申し上げます。

近年、自治体庁舎内での暴力行為や放火などの悪質な事件が発生しており、来庁者及び職員の安全を確保し、職員の防犯意識を高めるためにハード・ソフト両面から庁舎の防犯対策に取り組みます。

本議会において催涙スプレーや盾等を購入する予算を計上させていただいております。また、器具導入にあわせて警察等と連携した防犯訓練を継続的に実施し、不測の事態に備えるとともに、犯罪の未然防止に努め、庁内の安全確保を図ってまいります。

次に、防災対策について申し上げます。

近年、全国各地において大雨による甚大な被害が相次いでいます。特に昨年7月に発生した九州北部豪雨では、死者・行方不明者40名を超す人的被害のほか、多くの家屋の全半壊や床上浸水など甚大な被害が発生しました。加えて、水道、電気等のライフラインのほか、道路や鉄道、地域の基幹産業であります農林業にも甚大な被害が生じました。また、災害発生直後には2,000名を超える方々が避難生活を送ることとなりました。

本町においては、昨年7月の大雨により、床下浸水2棟が発生したほか、町道の路肩決壊などの被害が多数発生いたしました。町では災害対策本部を設置、全職員及び消防団員を動員して巡回、監視や避難所開設などの対応を実施いたしました。

こうしたいつ起こるかわからない多様な災害に対処するため、今年度から各課より防災委員を選任いたしました。防災委員を中心として地域防災計画の見直しや防災訓練を行い、全庁一丸となって災害対策や危機管理に取り組んでまいります。

本年の町防災訓練は、梅雨期に台風が接近し、暴風雨による甚大な被害が発生したとの

想定で、7月22日に実施いたします。各集落においては、避難所の開設や情報の伝達・収集訓練、また民生委員と共同で要配慮者対応の情報伝達訓練を行い、町職員においては、迅速な初期防災体制の確認のために参集訓練、災害対策本部設置・運営訓練などを行う計画です。

また、9月上旬に開催されます石川県防災総合訓練は、町民の皆様や防災関係機関の参加の上で、町内各地においてさまざまな訓練を実施する計画となっております。災害対応力向上のための重要な訓練でございますので、皆様方の御協力をお願い申し上げます。

それでは、今定例会に提案いたします平成30年度の補正予算関係4件、条例関係6件、また平成29年度補正予算に係る専決処分の報告など報告15件について順次御説明申し上げます。

まず、議案第33号 平成30年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は5,256万5,000円を追加し、総額を70億1,256万5,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、新年度に入り国及び県などから新たに補助金等の交付決定を受けたため、所要の予算措置を行うものであります。

具体的には、総務費では、コミュニティ助成事業助成金による南吉田区コミュニティセンター整備費と東間区の除雪機整備費、出浜区の祭礼用具の整備費を追加しております。

民生費では、自立支援型住宅リフォーム推進事業に要する経費を追加しております。

商工費では、石川県鉄工記念機電協会の機械設備貸与資金を活用する町内事業者の設備投資に係る貸付金のほか、町の魅力を発信し交流人口の増加を図るため、ホームページ・動画作成に要する経費を追加しております。

農林水産業費では、広域農道平床地内で法面崩壊の危険があるため、今後の対策工法等の検討を行うための調査に要する経費、また林道高津線及び福水線の舗装修繕工事に要する経費も追加しております。

教育費では、宝達小学校においていしかわ道德教育推進事業を実施する経費を追加しております。

そのほか各款の人件費において本年度の人事異動に伴う所要の予算措置を行うものであります。

財源となります歳入予算については、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入を充てる

ものであります。

次に、議案第34号 平成30年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は36万7,000円を追加し、総額を14億8,956万9,000円とするものであります。

歳出は、本年度の人事異動に伴い、人件費について所要の予算措置を行い、歳入は一般会計繰入金を増額しております。

次に、議案第35号 平成30年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は140万5,000円を追加し、総額を18億2,588万9,000円とするものであります。

歳出は、本年度の人事異動に伴い、人件費について所要の予算措置を行い、歳入は一般会計繰入金を増額しております。

次に、議案第36号 平成30年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、旧志雄病院解体工事に要する経費として、収益的支出において特別損失1億5,800万円を追加計上し、資本的収入では、企業債1億5,800万円を追加計上するものであります。

続きまして、条例関係について御説明いたします。

まず、議案第37号 宝達志水町墓地条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、奉祖見霊園の維持管理に係る費用を墓地管理料として利用者から徴収するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第38号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ交付され、生産性向上特別措置法の施行の日から施行される部分について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第39号 宝達志水町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、国民健康保険に係る給付の適正化のため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第40号 宝達志水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一

部改正により、影響する部分の条項ずれに対応するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第41号 宝達志水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が放課後児童支援員の有資格者の明確化及び緩和する改正を行ったため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第42号 宝達志水町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正による農業委員会制度の改正に伴い、農業委員会の会長、委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の額に新たに能率給を定め、農地利用最適化交付金事業を実施するものであります。

続いて、報告第2号から報告第8号までの7件は、いずれも平成29年度における各会計の補正予算において専決処分の承認を賜りたいとするものであります。

まず、報告第2号 平成29年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は8,415万6,000円を減額し、総額を73億3,235万8,000円としたものであります。

歳入は、地方譲与税等の確定による更正のほか、国・県支出金、町債等の特定財源について事務事業の精算による補正を行うものであります。

歳出は、総務費において減債基金及び地域福祉推進基金の積立金として所要の経費を追加しております。

減債基金積立金は繰り上げ措置の実施により後年度の公債費負担の軽減を図り、財政健全化を図るために償還財源として積み立てるものであります。

地域福祉推進基金は、寄附金を積み立てるものであります。

そのほか事務事業の精算及び財源の組み替え更正を講じております。これから説明いたしますほかの会計につきましても同様に事務事業の精算に伴うものであります。

次に、報告第3号 平成29年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は3,523万5,000円を追加し、総額を19億6,274万2,000円としております。

次に、報告第4号 平成29年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は426万1,000円を減額し、総額1億9,068万7,000円としております。

次に、報告第5号 平成29年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は2,000万8,000円を減額し、総額を17億1,782万4,000円としております。

次に、報告第6号 平成29年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は518万6,000円を減額し、総額を6,699万2,000円としております。

次に、報告第7号 平成29年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第5号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、収益的収入を1万5,000円、資本的収入を43万1,000円減額するものです。

次に、報告第8号 平成29年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第5号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、収益的収入を310万6,000円、資本的収入を423万6,000円減額するものであります。

次に、報告第9号 平成29年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

これは地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書の報告をするものであります。

繰り越す事業は、農林水産業費の担い手確保・経営強化支援事業費を初め7事業であります。

総額は3,639万4,000円であり、適切なる予算執行を図るため、次年度へ繰り越したものであります。

次に、報告第10号 宝達志水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告、報告第11号 宝達志水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及び報告第12号 宝達志水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告につい

てであります。

内容は、それぞれ指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行ったものであります。

次に、報告第13号 農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に係る条例に係る専決処分の報告についてであります。

これは、土地改良法等の一部を改正する法律による改正後の土地改良法第91条の2第6項の規定により、所要の改正を行ったものであります。

次に、報告第14号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告についてであります。

これは、地方税法等の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、町民税の見直し、固定資産税の見直し等の改正を行ったものであります。

次に、報告第15号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告についてであります。

主な内容は、地方税法施行令等の政令の一部改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額の限度額の引き上げ等について必要な改正を行ったものであります。

次に、報告第16号 第3次宝達志水町障害者計画の策定についてであります。

本計画は、障害者のための施策に関する基本的な計画であり、平成30年度から平成35年度までの6年間を計画の機関として、障害者の自立や社会参加に向けた施策を推進する第3次の計画として策定したものであり、障害者基本法第11条第8項の規定により、議会へ報告するものであります。

以上で案件の提案理由を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北 信幸君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（北 信幸君） ここで議案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

9番 金田之治君。

〔9番 金田之治君 登壇〕

○9番（金田之治君） 今提案理由の説明で小学校・保育所の統合の話が出ましたけれども、それ以前に先月24日全員協議会でこの案を提示をされました。そういった中で、新聞

等で翌25日に大きく報道されました。その案につきましては、小学校の統合については従来の案と同様、両地区1校ずつ、そして保育所については、宝達保育所をやめまして4つの保育所ということが提案をなされております。私は一番案じるのは、去年平成29年度この宝達志水町で生まれた子どもが64人と聞いております。それを基本にして少し聞きたいと思います。

まず、4つの保育所のうち南部保育所、相見保育所については、近年建てられたということで、そのまま使用して続けると、そして北大海第一は今まで42年経過していると聞いておりますけれども、それを改修、そして中央保育所については、移転をして改修をするということで提案をされたわけですけれども、わずか1年、町長に就任されてから1年半ぐらいで私たちの町の財政がそこまで踏み込める状態になったのか、私はちょっと疑問を感じます。

そして、なおかつ当時から全国的に1,800自治体の下から20数番目と、県内18市町村の中では一番下位という順番であったかと記憶しております。そんな中で1年半足らずで改修、そして新築移転というようなことが果たしてできるのか、やってその結果逆に前に大変心配をいたしました財政負担が大きいのしかかり、つまり子ども、孫たちにそのツケを回すような結果に私は心配をし、大変心配をしております。そしてそんな中から少し考えをいただきたいという思いであります。

この後の行政一般についての質問にも書いてあるようでございますけれども、私は重複することはなく財政面から非常に心配をしております。そしてなおかつ今議会には統合の案は出たものの予算は一切なし、そして時期も明示なしということがどうも不可解でたまりません。そういったことで質疑としてお願いをいたします。

以上です。

○議長（北 信幸君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 9番 金田議員の質疑についてお答えいたします。

保育所・小学校の統廃合について財政的な面での御心配、これについてまずお答えいたしますけれども、御指摘のとおりかつて本当に苦しい苦しい財政事情であった、それが少しずつよくなってきたものの、私になって1年少しで大きく好転した、そういった状況でもございません。しかしながら、先ほど申し上げましたけれども、よりよい保育環境、そして保護者の方への負担の軽減、こういったものを含めて子育て支援というものを総合

的に進めていく際には、2つの保育所ではなく4つ地域にバランスよくというか、このような配置が必要であると考えております。

そして、財政面につきましては、必ずしも樂觀できるような状況ではございませんけれども、その後年度、将来への大きな負担が残らないようなそういった気配り、そして現在の状態、そういったものを当然しっかりと考えながら実施をしていきたいと考えております。

そして、今定例会には議案の説明、予算の計上、また時期等について明示がございませんけれども、これは今後のさらなる検討の上でお示ししたい、また予算として計上させていただきたいとこのような思いでのことでございますので、どうぞ御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（北 信幸君） 9番 金田之治君。

〔9番 金田之治君 登壇〕

○9番（金田之治君） 先ほどの私質疑でちょっと忘れた点がございまして、町民の皆様方に現在の国の方針、そういったものが今後公設保育所つまり町営の保育所を建設するときには、国の補助金は出さないという大きな転換点にあります。そういった点を私ちょっと申し述べるのが忘れまして、今この場で申し上げてまたお考えをということですが、返事は要りませんからそういったことで大変危惧をしていると、そしてなおかつその中には新聞紙上等では、2年後の2020年にその時期、あるいは場所を明示すると、それまでに保護者向けの説明会も開くというようなことをおっしゃられておりますけれども、そうしますと私の単純でいきますけれども、4年近く四、五年の遅れが生じるわけでございます。その中でもだんだんと子どもたちの出生数は国の大きな問題として減ってくるわけでございます、そういったことで今言われる環境はいい環境でということはわかりますけれども、そういった国の方針、それから人口動態を本当に真剣に考えているか私には疑問に思いますので、ひとつ追加として質疑させていただきました。返事は要りません。

○議長（北 信幸君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

◎町政一般についての質問

○議長（北 信幸君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

4番 土上 猛君。

〔4番 土上 猛君 登壇〕

○4番（土上 猛君） 私は、今定例会において教育長及び町長にそれぞれ御質問をいたしたいと思います。

まず、教育長におきましては、中学校における部活動について御質問したいと思います。

本年から特にでございますけれども、中学校の部活動の方針がかなり変更されつつあるように思われますが、その内容の一つ、週休2日制、要するに先生、顧問が週2日休みなさいということで、平日1日、土日いずれか1日休むということで、クラブ活動がスムーズな運営ができるのかどうか不安を抱いている保護者もいると思いますが、どのように保護者に理解を求めるのか、また必ずこの週休2日制を守らなければ何か罰則的な処罰があるのかお聞きいたします。

また、地域からしっかりした指導者を受け入れできるとお聞きしていますが、その基準などをクリアして指導者となられている方が現在何名おいでになるのか、またあわせて何名まで置く予定なのかお聞きいたします。

続きまして、保育所及び小学校の統廃合についてお聞きいたします。

ただいま御質疑の中にもございましたが、5月24日議会全員協議会において保育所及び小学校の統廃合の計画がいきなり全員協議会の席上で議会に何の相談もなくいきなり公表し、さらに翌日新聞報道もされ、独自で何をしても町民に許されると思っておるのでしょうか。町民は厳しい目で見ていると思います。

そこで私は、まず保育所についてお聞きいたします。

現在5カ所に保育所が運営されていますが、そのうち宝達保育所については、来年3月末を持って廃止し、北大海第一と中央保育所は改築及び移転改築する方針で報道されていますが、子どもの数が北大海第一保育所では、ゼロ歳児から5歳児まで約52名、また宝達保育所では25名、中央保育所では約79名、南部保育所では約88名、相見保育所では約116名の見込みで入所予定されていると思われませんが、町長は報道紙によると、保育所を存続する理由にゆとりある環境で子どもを育てることが重要と答えていますが、児童数からいったら宝達保育所のほうが一番ゆとりある環境ではないでしょうか。町の何を意味をもってゆとりある環境と述べたのか、まず町長にお聞きいたします。

保護者にすれば保育所が近いところにあれば喜ばしいと思いますが、改築したり、保育

所を建設したり、その経費が何億円とかかるとありますが、当町にその余裕があるのかあわせてお聞きいたします。

次に、小学校の統廃合についてお聞きします。

統廃合の時期は未定だが、保護者向け説明会などを経て2020年度以降を想定すると書かれていますが、保護者向け説明会をいつごろから開始予定を考えておられるのか、なぜ2020年以降なのか、いたずらに引き延ばしているようにも思われますが、この点どうかお聞きいたします。

以上、私2点今回質問させていただきます。

○議長（北 信幸君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 4番 土上議員の御質問にお答えします。

私が考えるゆとりある保育環境とは、一つの保育所において児童数が多過ぎず落ち着いた環境の中で保育士の目がしっかりと行き届く、保育士数に余裕がある、児童数に対して面積や設備利用に余裕がある、これらの状況が整った上で児童一人一人の思いを保育士がしっかりと受けとめられる、また保護者と保育士が十分なコミュニケーションを図ることができる、すなわち児童、保育士、保護者にとってゆとりある親密なかかわりが実現できる環境だと考えます。

一方で、児童の集団・交流活動は多くの人数で実施したほうが効果が期待される面もございます。平成19年度の町公共施設統廃合推進計画に関する答申には、保育所のあり方に関して、これは要約ですけれども、児童の集団的意識を高めることや子どもが育っていく中で適正な規模での保育環境を確保することが必要であるという考え方が示されており、町全体で4カ所に統合することが報告されています。

また、平成27年度の小学校及び保育所統廃合検討委員会の報告書においては、入所児童数が30人未満となった保育所は廃所とするとしてあります。

以上のことから、宝達保育所は平成30年度の申込者数が25人と30人未満となっていること、また施設の劣化・損傷が著しいことから廃所とする方針といたしました。

次に、保育所の建設・改築に係る財源の確保についてですが、保育事業は児童一人一人の大きな成長のために、また長き将来にわたり地域の礎を築くために大切であり、財政状況には十分配慮しつつ良好なサービス提供に尽くしてまいりたいと考えております。

次に、小学校の統廃合については、提案理由で申し上げましたとおり、押水地区1校、

志雄地区 1 校の 2 校に統廃合する方針であります。時期や場所についてはさらなる検討が必要であるため、いましばらくお時間をいただきますようお願いいたします。

なお、保護者や地域の方への説明会は、統廃合時期及び場所に関する方向性が固まった後に開催したいと考えています。

統廃合時期は、施設改修工事の実施設計や補助金の申請手続や工事期間、統廃合に係る各種準備委員会の協議に要する期間等を考慮すると 3 年以上後になると思われます。

方針については判断した以上、決していたずらに引き延ばしすることなく、速やかに実施してまいりたいと考えております。

また、質疑と質問の中にございましたけれども、2020 年以後に方針、場所、時期、こういったものを発表して委員会を開いていくということではなくて、統廃合そのものの実施が 2020 年に近い、2020 年以降の年になるであろうとそのような意味でございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（北 信幸君） 教育長 山岸芙美君。

〔教育長 山岸芙美君 登壇〕

○教育長（山岸芙美君） 4 番 土上議員の御質問にお答えいたします。

部活動の休養日は、教職員の多忙化改善の一取り組みとして今年度より設定しています。教職員の多忙化改善の背景として、平成 28 年に文部科学省が実施した勤務状況調査において過労死ラインとされる 80 時間を超える時間外勤務を行った教職員が多数いるなど看過できない多忙な状況が明らかになりました。石川県でも平成 29 年度において、県公立小・中・高等学校の全教職員を対象に時間外勤務の状況について調査を実施したところ、月平均 80 時間を超える教職員の割合が中学校で 36.2%、本町では 29.6% と国の調査結果と同様に多忙化の現状が明らかになりました。こうした状況を捉え、平成 30 年 3 月に国においては、運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン、本件においては石川県公立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教職員の多忙化改善に向けた取り組み方針が策定されました。

これらの策定を受けて、特に多忙化の要因とされている部活動指導について、中学校・高校ともに原則として平日 1 日と土曜日または日曜日の週 2 日を休養日と設定し、石川県内で統一し、足並みをそろえて実施をしています。

部活動の休養日についての保護者への理解については、4 月に開かれた町 P T A 連合会

役員会では教育長より、宝達中学校PTA総会では学校長より、宝達中学校部活動懇談会では顧問よりそれぞれ本町の多忙化改善の方針及び具体的な取り組み内容について説明しています。

また、週2日の休養日を守らなければ罰則はあるのかについてですが、県内で統一した部活動の休養日は、土曜日、日曜日、祝日または振り替え休日において年間52日以上設定するとあります。これは年間52日以上の設定日が確保できれば週2日の休養日を設定しない週があっても構わないということになります。よって、週2日の休養日は、年間を通して52日以上休養日を確保する努力義務であって、罰則などはありません。

なお、休養日については、学校の実状や県の調査結果を十分に踏まえつつ効果や課題を検証しながら具体的な取り組みを進め、必要に応じて見直し、充実を図っていきます。

次に、部活動外部指導者についてですが、選出の手順は、該当部活動において専門的な指導力があり、顧問とともに協力・支援いただける方に各顧問から推薦していただき、学校長の承諾の上、町教育委員会が委嘱しています。

部活動外部指導者の人数については、平成28年度6名、平成29年度8名、平成30年度は10名と年々宝達中学校としても必要性が高まりつつあります。今後とも中学校の必要性に応じて人数の上限は設けず配置して生きたいと考えています。

○議長（北 信幸君） 4番 土上 猛君。

〔4番 土上 猛君 登壇〕

○4番（土上 猛君） まず保育所及び小学校の統廃合について再度御質問させていただきます。

先ほど30人前後になったら廃止云々ということで言われましたけれども、今北大海が大体約50人、これが30人ぐらいになったら廃止されるんですか。それをまずお聞きしたいと思います。

それと、北大海は建設が耐震以前の建物であると、そういう古い建物にいつまでもしがみつくと必要性があるのかどうか、それであればまだ財政的に先ほど余裕があるというならばアステラスの前ぐらいで宝達と北大海合併した保育所を建ててあげればどうですか。私はそう思います、財政的に余裕があるならば。だから中央保育所を新しく移転建設しますよと言っておりながら、片方は耐震以前の建物にいつまでもしがみついたようなもし何かあったら子どもは大変です。昭和51年か2年の建物です。耐震以前の建物です。それをどう改築しようとするのかそれを私はもう1回町長にお聞きいたします。

それと学校のほうのそれで今28年から順番に6人、8人、10人と外部指導がおいでということでございます。これ仮に外部指導を置いているけれども、もしその途中に何かその指導者をいつでも首は切れる、学校のほうとしたら状況にあるのかどうか、それもちよっとあわせてお聞きいたします。

○議長（北 信幸君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 4番 土上議員の再質問にお答えをいたします。

第一保育所が30人未満になった際の判断についてですが、それはそのときにというか、30人になったからすぐに廃止をとすることはいたしません。これは宝達保育所でもそのようなことをしておりますし、いろいろな状況を考えて判断いたしたいと考えております。

また、耐震がきかない、きいておらん古い建物ではないかということですがけれども、昨年度その建物の状態の調査とかいたしておりますし、また現在おられる先生方からも耐震の話はございませんけれども、施設としてはまだ途中過去に改修したこともございますので、十分に利用できる、そのような建物であると、一方で耐震の面等での不安がございますし、傷んでいるところもあると思いますので、使える以上は活用して利用していきたい、そして地域になじんだものでもございますので、できれば今のままで存続していきたいと考えております。

そして、2つにしてしまうと、子どもが少ないから2つという考えもございますが、2つにすれば子育てがしにくいようなそんな環境ができてしまうのではないかと、これから先できるだけそういう傾向に歯どめをかけたいとそう考えたときには、2カ所ではなく4カ所で保育を行いたいとそんな考えでもございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（北 信幸君） 教育長 山岸芙美君。

〔教育長 山岸芙美君 登壇〕

○教育長（山岸芙美君） 部活動の指導者についてですが、学校長が必要でないとか、問題があるという場合には、外部指導者の方にやめていただくということもあり得ます。

以上です。

○議長（北 信幸君） 4番 土上 猛君。

〔4番 土上 猛君 登壇〕

○4番（土上 猛君） 再度小学校・保育所の統廃合なんですけれども、再度最後にもう1点お聞きしたいのは、宝達地区を廃止しました。そうすると宝達地区の保育所の児童はどこかの保育所へ来年から行かなくてはならないわけです。だけれども、宝達小学校はまだ存続するわけなんですね。そうするとそのエリアの児童が新しい保育所へ行ってやっと保護者とか子どもとかいろいろなじんで友達とかふえて、さらに次小学校へ行くとなると宝達小学校へ戻るわけです。そうするとせっかくの友達とまた離ればなれになる、私は子どもの環境としてそれがいいのかどうか、私は非常に子どもは悲しい思いかなと思います。だから小学校に引き延ばすのではなくそういうところも踏まえたやはり合併なりそういうことを子どもを中心に考えていくべきだと私はと思いますが、町長の考え、それともう一つ新しくよそに北川尻に新しく建てる計画をまるっきりしないという方向でそれでよろしいのか、私はそのほうが一番合うんではないかと思いますが、再度もう1回お聞きします。

○議長（北 信幸君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 4番 土上議員の再質問にお答えをいたします。

宝達保育所を廃所にした場合に一時的というか、相見保育所なり第一保育所、自由を選ぶのでよそへ行ってそこでまた宝達小学校に行くことになる、それでさまざまな環境が変わって友達関係が一時的に切れてしまったりとかそのようなこともあるかもしれませんがけれども、宝達小学校もちろん私が行っておったからというわけではないですが、現在もすばらしい学校ですし、新しい新1年生として入った学校でよい環境の中で先生方、上級生、また地域の皆さんとよい環境の中で過ごしてよい関係をつくりつつ学習やいろいろな活動に励んでもらえるのではないかとそのように考えております。

そして、第一と宝達保育所の統廃合で新築ということですが、現在のところ考えておりません。

○議長（北 信幸君） 次に、5番 柴田 捷君。

〔5番 柴田 捷君 登壇〕

○5番（柴田 捷君） 私は、第2次宝達志水町総合計画及びJR七尾線の利用促進について町長のお考えをお聞きいたします。

まず第2次宝達志水町総合計画の策定について御質問いたします。

第1次の総合計画が平成31年度に終了することに伴いまして、この4月から第2次宝達志水町総合計画策定に向けた新たな取り組みがスタートいたしました。今後10年間のまち

づくりの指針を定め、町の将来像とそれを実現するための実行計画であり、宝達志水町の最上位の計画をこれからみんなで策定しようとするのであります。

当初議会では総合計画の構造を二層構造にすること、計画の方向性が示されました。そして、そろそろ策定に向けた具体的な作業を本格化させていく、そんな時期に来ているのではないかと考えております。町長にはしっかりと腰を据えて策定に取り組んでいただき、未来につながる総合計画としてまとめ上げていただきたいと思います。

そこで、当初議会においてこの策定にかかる経費として621万円が計上されております。計画の中には来年度も含めて1,000万円になるというような中身にもなっております。執行に当たりましては、コンサルタントへ委託するという方法もあるのでしょうか、それでは余りにも安心できません。そこで町長には、計画の方向性や基本的な考え方について何か持ち合わせているのかどうかをお聞きいたします。

次に、策定には各分野の代表者からなるであろう総合計画、審議会を設置するとしております。しかし、実際に審議会の組織や運営を進めるということになりますと、何かといろいろと工夫も努力も必要になってくるのだらうと思っております。町長の考える審議会の組織及び運営とはどのようなものか、またどのようなものとなるのかをお聞きいたします。

審議会も大切ではありますが、本来こういったものは町民の総意という総合計画であるべきだと思っております。町民や議会への関与がしっかり担保されることが重要ではないかと考えております。町長にどんな方策があるのかお聞きしたいと思います。

4点目は、本町のマスタープランであります宝達志水町まちづくり計画は、平成31年度を年次目標とし、平成17年度に策定されました。また宝達志水町創生総合戦略は、平成31年度を年次目標とし、平成27年に策定されました。これらを第2次宝達志水町総合計画に包含するとするならば、まちづくり計画及び総合戦略の検証や見直しもあわせて進めていくのかどうか、また第2次宝達志水町総合計画策定についての今後のスケジュールについてもお聞きいたします。

次に、ＪＲ七尾線の利用促進について質問いたします。

ＪＲ七尾線は、平成3年9月、津幡・和倉温泉間約60キロが電化され、中京方面、関西方面からの特急電車が和倉温泉に直接乗り入れし、また北陸新幹線からの乗り継ぎなど利便の向上が図られてきたところであります。あわせて能登から通勤圏が金沢まで拡大し、能登地域の活性化に大きな役割を果たしてきました。本町におきましても金沢へは40分と

いうことで、行動範囲が拡大し、通勤・通学を初め利用者の重要な公共交通となっておりますが、単線であるがゆえに輸送力や利便性には限界があると思っております。

今年度能登総合開発促進協議会、県並行在来線運用支援負担金として合わせて182万円余りが支出することになっておりますが、これがどのように生かされ、また県には七尾線のあり方についてどのような話ができているのかをお聞きするものであります。

本町には敷浪、宝達、免田の3つの駅がありますが、利用状況はどのように推移しているのか、また駅は町の玄関口でもあります。駅周辺の整備や利用者の誰もが利用しやすい環境づくりを行い、利用促進と本町の知名度向上につなげていかなければなりません。どのようにお考えなのかをお聞きするものであります。

次に、駅駐車場については、一昨年秋から有料化されましたが、最近駐車場利用者が減少しているように感じております。この状況をどのように捉えているのかをお聞きいたします。

あわせて、駅駐車場利用者のほとんどがＪＲ七尾線の利用者であることから、駐車場の有料化は、七尾線離れを助長しているのではないだろうかと思っております。また、一時的な駐車場利用の考え方についても実態とはかけ離れているのではないかと思っております。本町が県都金沢市に近く、町民の誰もが将来にわたり住み続けたいと思えるまちづくりを目指すのであれば駅駐車場のあり方についてどのような考えを持っているのか、あわせて駅駐車場使用料と管理費用についてお聞きし、質問を終わります。

○議長（北 信幸君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 5番 柴田議員の御質問にお答えします。

まず第2次宝達志水町総合計画の策定に当たりましては、我が町の豊かな自然の中で町民一人一人が町に対する愛着と誇り、そしてそれぞれに希望を持ちながら安全で快適な住みよい地域づくりを大きな目標とし、子育て支援の充実と質の高い教育の実現、また産業振興を図り、集落やスポーツ、文化活動等地域コミュニティの活性化を実現し、魅力ある地域づくりを目指します。

計画の推進に当たっては、さまざまな分野において意欲のある方への支援や地域社会の持続的発展を支えるためにＩＣＴ等先進技術の導入を積極的に行います。

また、策定に当たっては、町民の意向調査や進捗の各段階における報告等を行い、町民と行政が一丸となってまちづくりを行っていただけるための計画となるよう留意してまいりま

す。

そして、施策を円滑に実行するため、方針や目標指標を示した実施計画もあわせて策定し、進捗状況の評価・検証を行い、着実な実現に取り組みたいと考えております。

なお、策定にかかわる委託業務の内容は、町民の意向調査や各種会議の開催、資料作成における支援等であり、私ども行政がしっかり現状認識と将来展望を示した上で、主体的に策定いたします。

次に、総合計画の審議を行う計画審議会の組織及び運営についてですが、計画審議会は宝達志水町総合計画審議会条例で定められており、議会、町内の公共的団体の代表者、知識経験を有する方等幅広い方々を委員に委嘱し、産業振興、保健・医療・福祉、教育・文化・スポーツ等の分野ごとに御審議いただく考えです。

次に、町民や議会の関与についてですが、計画の策定に当たり、全世帯にアンケート調査を実施するとともに、直接御意見を聞くためのワークショップやタウンミーティング等を開催いたします。その開催に当たっては、多くの方から多種多様な御意見をいただけるよう若者や子育て世代の方にも参加しやすい時間や場所、内容を設定したいと考えております。

また、策定の段階ごとにパブリックコメントや議会への報告を行い、その御意見を取り入れてまいります。

次に、まちづくり計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略との関連についてですが、総合計画は長期的展望に立った行政運営の指針であり、町の全ての計画の基本となるものです。策定段階においては、各種計画についての検証を十分に行い、その結果を総合計画に反映するとともに、必要に応じて各種計画の見直しも行いたいと考えております。

今後のスケジュールは、来年度にかけて町民アンケートやワークショップ、タウンミーティング、審議会を複数回実施し、随時パブリックコメントの聴取や議会報告を行います。そして、今年度基本構想素案を作成し、来年度は基本計画、実施計画案を作成した上で12月議会に最終計画案を提出する予定でございます。

次に、JR七尾線に関する負担金についてですが、能登総合開発促進協議会の負担金は、能登総合開発事業及び七尾線の利用促進の活動に係る経費負担であり、関係市町等が連携して実施する要望活動等に活用されております。当町の今年度負担額は2万4,000円となっております。

また、石川県並行在来線運行支援負担金は、石川県並行在来線運行支援基金条例に基づ

き県と関係市町が連携して拠出し、11年間で総額30億円規模の基金造成を行うもので、並行在来線の健全経営を維持するとともに、利用者の利便性に配慮し、乗継割引支援や運賃値上げ抑制に活用されています。当町の負担金は1年当たり180万円、総額1,980万円の拠出予定となっております。

次に、利用促進と町の知名度向上のための環境整備についてですが、駅は町の玄関口でもあり、各駅周辺の整備を行っております。

近年の事業は、敷浪駅ではトイレ整備・西口整備・駐車場整備・道路整備事業、宝達駅では駐輪場やフェンスの整備・樹木の管理事業、免田駅は照明灯の増設を行っております。また、各駅周辺に順次防犯カメラを設置してまいりますほか、安全性と利便性の向上に努めてまいります。

次に、利用者減少についてですが、御指摘のとおり駐車場有料化の影響もあろうかと存じますが、道路網の整備や人口減少も原因であると考えます。利用料徴収はほかの町有施設と同様に利用者に一定の御負担をお願いし、整備していく意図で行っており、御理解をお願いいたします。

七尾線は地域住民の大切な交通手段であるほか、地域振興や産業発展に大きく貢献し、当町はもちろんのこと、金沢以北における重要な交通機関であると認識しております。能登地域のさらなる発展を図るため、複線化や施設の充実など基盤整備の早期実現を能登総合開発促進協議会として県と協力しながら国等への要望活動を行っていくこととしております。また、町としても利用者の減少に危機意識を持ち、利用促進方策を検討してまいりたいと考えております。

なお、細部については、所管の課長から説明させますので、御了承願います。

○議長（北 信幸君） 企画振興課長 一家 剛君。

〔企画振興課長 一家 剛君 登壇〕

○企画振興課長（一家 剛君） 5番 柴田議員の御質問にお答えします。

敷浪駅、宝達駅、免田駅の利用状況ですが、3駅の過去3年間の利用者数をお示しさせていただきます。

平成27年度の利用者数は54万4,536人、平成28年度は52万8,953人、平成29年度は50万8,000人となっており、3駅とも年々減少傾向にあります。

次に、駅駐車場の利用状況ですが、平成29年度の各駅の月極め駐車場を利用する月平均利用台数は、敷浪駅が47.0台、宝達駅は東口が21.6台、西口が17.5台、免田駅が18.2台の

利用となっております。

平成28年度の利用台数と対比しますと、敷浪駅が6.8台の減、宝達駅東口が0.6台の減、西口が1.5台の増、免田駅が3.3台の減となっております。宝達駅西口を除く3つの駐車場において減少しております。

駐車場の一時利用につきましては、一月当たり1回の使用に月1日を限度として無料、それ以上利用した方には日数に応じた利用料を徴収しております。この一時利用につきましても、意見があり、これに対応するため方法を検討しております。ＪＲと現在協議を行っておりしております。

駅駐車場の使用料、管理費用につきましては、平成29年度の利用料収入は220万9,000円、管理に要した経費につきましては、ＪＲ西日本からの駐車場の土地借上料53万2,000円、駅駐車場の利用状況調査について22万6,000円、その他事務費等の4万3,000円を合わせて80万2,000円でありました。

以上です。

○議長（北 信幸君） 5番 柴田 捷君。

〔5番 柴田 捷君 登壇〕

○5番（柴田 捷君） 1点答弁漏れがあったように思っているんですが、無料駐車場の考え方というのは御答弁ございましたでしょうか。そのほか再質問まだほかにあるんですけれども、まずその1点をまずお聞き先にして、答弁漏れかなと思いますので、お願いします。

○議長（北 信幸君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 無料で使える方の料金徴収についてということですか。月極めではないそれ以外のところで使っておられる方、それと料金を確かにいただいております。そのようなことかなと思うんですが、これは確実にところは調査したところではございませんけれども、このような実態もあるかと考えております。これは1回支払いのときには役場まで来ていただかなければならないとそのような不便の点もありまして、御面倒をおかけしております。そのような状況から起こっておりますのかなと思いますが、そのように考えております。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（北 信幸君） 5番 柴田 捷君。

〔5番 柴田 捷君 登壇〕

○5番（柴田 捷君） 今の無料駐車場の考え方の部分については、町長は御存じなのか、先日の町の広報に囲みで出たんです。月に1日程度、それでは本当に常時使っている方とたまに使う人が月一遍程度、それも半日程度だったと思うんです。そういう基準があるとすればそれは現実にはかけ離れているのではないかと思います。そこはまた再質問の中で答弁いただきたいと思います。

まず総合計画について、1点目は、答弁については私どもがいろいろな会議の中で唱和をしております町民憲章というのがございます。その町民憲章を踏まえての答弁であったのかどうか、一つ問題があります。

それから、町民の総意のもとで総合計画をつくっていくということでいろいろ御答弁ございましたので、その部分については計画的にきっちりと町民の総意となるような計画の策定に取り組んでいただきたいと思います。

それから、審議会については、審議会の規則の中で決められているということであれば大体わかってまいりますけれども、その中で本当に町長が言われるように各分野の方々がその10数名の中で審議できるのでしょうか。私は思うに審議会というのは各分野、各年代、男女いろいろな分野から、あるいはその角度から組織をし、きっちりと調査審査することが必要ではないかと、そのことが一つの方法として町民総意のところに結びついていくのではないかなというふうにも思っております。

駅の駐車場の利用については、利用者がそれを負担するというのは、原則あることは承知いたしておりますけれども、さて月2,000円というのが妥当かどうか、町民の利用向上を図るということであれば取らなきゃいかんのは基本的にはわかります。しかし、そこまでやる必要があったのかどうか、もう少し少額であってもいいのではないかとそういう部分での見直しをするという考えがあるのかどうかをお聞きしておきます。

以上でございます。

○議長（北 信幸君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 5番 柴田議員の再質問にお答えをいたします。

まず総合計画についてですけれども、これは町民憲章を踏まえてつくっていくのかということですが、いろいろな会議等で朗読していただいたりしておりますけれども、まちづくりのあり方その精神を込めたものが町民憲章であると、ただの空文ではないと、

本当に大切なものだという認識をしております。

御提言ございましたけれども、本当に大切なものであることを再認識して、また皆さんにもこれが大事なものだという認識を持っていただくこともあわせてその精神をしつかりと盛り込んでやっていきたいと思っております。

そして、町民の方の総意を取り込むために審議会の仮に想定されるようなメンバーで意見を吸い上げきれるかどうかについてですけれども、これで全てのということは難しいかもしれませんが、審議会以外にもワークショップ、またタウンミーティング等は開催いたしますし、また御指摘のとおり審議会においてもできる限り多様な御意見、そして会議の中でも刺激が受けられていろいろな発言ができるよう、意見を頂戴できるようそんなふうに取り組んでいきたいと考えております。

次に、駐車場の件ですけれども、無料となる時間が余りにも短いのではないかとそのような御指摘かと思えます。確かに私も一時というか、一時利用で払ったことがあるんですが、ちょっと払うのが嫌で言うんではないんですけれども、時間が厳しいかなという点はございますし、ただ料金についても2,000円というのはどんなんやという意見はいろいろなところで伺います。昨年もタウンミーティングでもいろいろと伺いました。そして、料金の値段、これ自体でもそうですし、先ほども申し上げたんですが、徴収方法の不便という点もあるのかなと思っております。

こんな点で皆様方の少しでも負担軽減というか、本当に利用促進というのを図っていかねばいけませんので、徴収手続の簡素化には少し力を入れてやっていきたいと思っておりますし、値段がどうなのかということについては、改めて検討していきたいと思っておりますけれども、JRに対しての負担というのもございますので、そういったこととの兼ね合いの上で少し検討してみたいと思います。御理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（北 信幸君） 次に、3番 久保喜六君。

〔3番 久保喜六君 登壇〕

○3番（久保喜六君） 今回私は、宝浪漫マラソン2018についてと病院改革プランの進捗状況について、保育所・小学校統廃合についての3点について質問したいと思います。

まず初めに、宝浪漫マラソン2018についてですが、昨年の9月の定例会でこのマラソンの実施に当たり、準備費として予算計上があったと思います。教育厚生常任委員会の協議の結果、準備費としてではなく調査費として進めることが委員長報告の附帯意見でもあつ

たと思います。また、ことしの5月初旬にも教育厚生常任委員会の継続調査の過程においてマラソンにおける質疑が多くあったと私は聞いております。そして、先ごろマラソンのパンフレットが全戸に配布になったと思いますが、まず今のこのマラソンの現状と先の委員会での質疑や意見を踏まえての進捗状況をお聞かせください。

また、配布されているパンフレットを見た町民の方から海岸を通るコースになっているが、浜が荒れて通行できない場合はどうするのか、踏切を横断することになっているが、遮断機が下りた場合の対応やタイム計測はどうなのか、各地点に関門設置がしてあるが、通過時間などに無理がないのかなどの疑問を聞きました。そのあたりの対応はどのようにしているのかお聞かせください。

次に、病院改革プランについてお尋ねいたします。

宝達志水病院が開院してから1年が経過いたしました。先に発行された病院の機関紙「大空」では、外来患者数がおおむね目標達成にめどがついたとのこととあります。新しい病院となって初年度目の実績が問われるところでもあります。職員の方々の努力に敬意を表するものであります。内科診察室を増やし、初診・急患担当医の充実、MRIの導入、患者数が増加となる要因であることですが、反面経費が増大しているわけですから一概に患者数の目標達成数を手放しに喜ぶことはできないのではないのでしょうか。病院建設時に早期の黒字が求められていたかと思います。収支については目標に対してどのような状況なのでしょう。患者数とともに計画に対する達成率でお答えください。

また、黒字化の目標年次に変更はないのでしょうか。私はこの質問をするに当たり、病院のホームページから病院改革プランを閲覧しようと思いましたが、見るできませんでした。情報公開の観点からも早急に復旧をお願いいたします。

また、機関紙のこの「大空」では、地域包括ケアシステムの構築に積極的に取り組むため、事務局長を民間から招聘したと記載していました。厚生労働省のホームページによりますと、同システムは団塊の世代が75歳以上となる2015年をめどに構築するとのこととあります。高齢化が進む今日、早期に構築する必要があると思いますが、本町の計画はどのようなになっているのでしょうか、お聞きいたします。

最後に、先ほどから保育所・小学校の統廃合についていろいろ皆さん質問していますけれども、私もさせていただきたいと思います。

5月25日の新聞の保育所及び小学校の統廃合についての記事が報道されたと思います。町長は先のタウンミーティングや議会では、統廃合計画については、町民の意見を聞いた

上で議会とも相談しながら進めたいとしていたと思います。しかし、先日の全員協議会でいきなり同案が提示され、非常に驚いたところであります。タウンミーティングの集約結果、統括についてもまだ聞いていない中で方針決定はいかななものでしょうか。実際に新聞報道を見た町民の方から突然決まって非常に驚いた、まだ説明会があると思っていた、久保さん、こんな話聞いておったんかいねなどと言う人も少なくありません。町民ファーストをうたっていた町長ですが、そのような声は聞こえませんか。

町長は選挙時もそうですが、先の12月定例会でこれまでの2小学校、2保育所の案についての決め方、進め方について拙速ではなかったかと批判されていました。また、先全員協議会では、町長は適正規模や適正配置について考えてきた、タウンミーティングのほか小学校や保育所の先生方にも意見を聞き検討材料とし、方針を決定してきたとのことであります。これは先ほどの町長の冒頭でのお話でもあったと思います。今回のこの決め方については、あなたが批判していたこと以上に拙速で一方的な決め方ではないでしょうか。タウンミーティングにおける町民の意見が各地域ごとにどのようなであったか、小学校や保育所の先生方の意見がどのようなであったかなどきちんと議会に報告し、統廃合についてともに協議した上で地域の方々、保護者に案を示し、理解を得ることが必要ではないでしょうか。

そこで、町長にお聞きしますが、このたびのこの方針を決めるに至った会議、検討会などの経過を教えてください、また従来案からの変更となった要因は何か具体的にお示しください。

以上です。

○議長（北 信幸君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 3番 久保議員の御質問にお答えします。

宝浪漫マラソン2018の現状について御説明します。

まず参加者の申し込み状況についてですが、6月5日時点で、30キロコースが471人、10キロコースが67人、2キロコースが24人、ウォーキングが10人、合計で572人となっております。

準備はマラソン実行委員会で総務部、企画部、競技部の各部会に役割分担し、詳細に関する協議がなされております。準備のうち、コースとなる国道159号、249号、県道、なぎさドライブウェイ等の道路使用許可については、現在各関係機関と協議中であり、8月中

ごろには全ての許可がおりる予定でございます。

国道の交通規制につきましては、国道249号の宝達中学校前交差点から米出インター口交差点までの約1キロメートルを20分間、押水バイパス竹生野交差点から子浦交差点までの約5キロメートルを3時間通行どめといたします。このほか国道の通行や横断箇所は、交通状況を勘案し、迂回路の設定や通行どめが検討されております。

なお、コース沿道の住民の方には、交通に関して御迷惑をおかけすることから、8月中には通行どめの箇所や時間帯をお知らせするほか、交通規制や迂回路については、標識・案内予告看板を設置して事前周知を図るとともに、御協力をお願いしてまいります。

次に、安全対策でございますが、熱中症対策として10カ所の給水地点が設置されます。また、けがや急病には宝達志水消防署や宝達志水病院と連携して対応がなされますほか、会場やコースに医師及び看護師を配置した救護所を設置し、安心して走れる環境づくりに努めます。

このほかボランティアスタッフの募集については、町広報6月号やホームページなどでお知らせしたほか、県内の大学や個人、企業にも御協力をお願いし、人員を確保する予定でございます。実行委員会と連携し、準備に当たってまいりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、病院改革プランにつきましては、地域において必要な医療提供体制を図り、病院が安定した経営のもとで高度医療、不採算医療など重要な役割を継続的に担っていくための計画であり、平成29年3月に新病院の医療体制を見据えて策定したものであります。この中で経営の効率化に向けての数値目標を設定し、継続的な取り組みを行っているところです。

新病院となって病床数が100床から70床になったほか、診療体制に大きな変更はないものの、開院後1年を経過し、順調な状況と考えております。

今後本院が取り組むべき方針でございますが、町立病院である本院は、受診される方の診療を行うのみならず、疾患予防から終末期医療にわたる多くのものが求められています。このことから、病気になる前の健康管理にも積極的にかかわり、医療・保健・福祉の連携体制についてもより強化、円滑化を図っていくことが必要と考えております。

また、改革プランにある病床機能については、本年1月から一般病棟43床のうち8床を、リハビリを実施しながら在宅復帰を進める地域包括ケア病床としたほか、在宅療養支援病院として自宅での看取りを支援する体制をとっています。このほか現在も実施している訪

問診療、訪問リハビリなど今後地域においてますます重要となる在宅医療の充実も図っていく必要があると考えております。

今後改革プランの点検、評価を実施しながら計画を着実に進め、地域住民の医療をしっかり支える役割を果たしていきたいと考えております。

次に、保育所・小学校の統廃合につきましては、幾つか土上議員の質問以外のこともありました。タウンミーティングでの総括ですけれども、こちらは開催以後に議事録を公表してお示しをしております。そこでこういった統廃合の内容についてもお示ししておりますので、御理解をいただきたいと思います。

そして、統廃合方針を決めるに当たっての会議等についてですけれども、庁内で関係者の参加の中で行ってまいりました。そういった場で判断してきたというところでございます。

また、細部につきましては、所管課長から説明させますので、御了承願います。

○議長（北 信幸君） 生涯学習課長 定免敏彦君。

〔生涯学習課長 定免敏彦君 登壇〕

○生涯学習課長（定免敏彦君） 3番 久保議員の御質問にお答えします。

まず荒天などにより千里浜なぎさドライブウェイを走ることができない場合がございますが、併設する里山街道の自転車道を通行することとしております。この区間約1.5キロの先導車等でございますが、自転車道での対応を考えております。ドライブウェイと自転車道路との距離が同じになるよう調整をすると聞いております。

次に、J R踏切の対応でございますが、踏切でランナーが足どめとなった場合、上田出のJ R踏切通過時刻は、午前10時20分過ぎの予定でございます。スタート地点から踏切まで約2キロメートルの距離で歩いても通過できる予定でございますが、遮断機がおりた場合は、誘導員の指示により停止してもらおうと聞いております。

なお、停止している時間は、タイムの中に含まれていると聞いております。

次に、久保議員御指摘がありました関門制限のことでございますが、無理があるのではないかとございまして、マラソン実行委員会と協議しまして、見直しができるものならばしていきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、今後ともマラソン実行委員会と十分協議を重ねて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北 信幸君） 病院事務局長 濱中 豊君。

〔病院事務局長 濱中 豊君 登壇〕

○病院事務局長（濱中 豊君） 3 番 久保議員の御質問にお答えします。

町立宝達志水病院が開院した昨年 5 月から 3 月までの平成29年度末集計の患者数でございますが、外来患者数につきましては、1 日平均185.2名となっております。病院改革プランでの目標とした数値は185名とほぼ同じ数字となっております。昨年度比 1 日当たり約11名増、1 カ月当たり約250名増となっております。

入院患者数につきましては、1 日平均62.1名、病床利用率88.7%となっております。入院患者数につきましては、開院当初の人数が少なかったため、目標である病床利用率 91.4%をやや下回る数値となっておりますが、ことし 2 月以降一時的に満床となるおおむね順調な患者数で推移をしております。

次に、収支の状況でございますが、新病院での平成29年度決算については、約 4 億 4,000万円の純損失となる見込みでございます。この損失については、改革プランの収支計画でも当初から想定した数字でございますが、大きな損失の要因は、特別損失として志雄病院の固定資産に係る残存価格 3 億9,000万円余りを除却損として会計処理をしたところによるものでございます。その他のマイナス要因としては、新病院の建築及び医療機器の購入により減価償却費が増大したことによるものでございます。この減価償却費等の影響により改革プランの収支計画では、平成35年ごろまでは純損失を計上する見込みでございますが、現状を上回る経営努力により 1 年でも早い黒字化を図りつつより質の高い医療を提供して努力したいと思っております。

なお、開院後 1 年経過したことで、現在外来患者様を対象に満足度調査を行っております。これまでの言われていました待ち時間が長い等の意見が寄せられておりますが、このアンケート結果を参考にしながら、地域のための病院としてより信頼され、選ばれる病院を目指し、職員一同努力をしてまいりたいと思っておりますので、御理解と御支援をお願いしたいと思います。

○議長（北 信幸君） 3 番 久保喜六君。

〔3 番 久保喜六君 登壇〕

○3 番（久保喜六君） まずマラソン大会なんですけれども、答弁にもあったように 8 月の中ごろに全ての許可がおりる予定だということを先ほど町長もおっしゃられていましたし、今疑問というか、ちょっと懸念されるという点をいろいろお聞きした点に関しても今

答弁があつて、円滑にいくのだろうと私思っております。なぜこういうことをちょっといいじわるな感じで私聞いているかもしれないですけども、これは実際町の共催ということもありますので、ぜひこの大会というのは成功してほしいと私も思っておりますけれども、ということでこういうふうに言っているんですけども、参加される方がいいイメージでうちの町参加した方がいいイメージで帰ってもらふということがまず大切だと思うので、なるべくそういう懸念されることであつたりとかそういうマイナスイメージを持って帰ってもらわないためにも、やはりちょっと今懸念される点というのは今言わせていただいたということで、先ほどの答弁で全ての許可がおりるということであつて、今後もまた協議を進めていくという話であればそれはいいと思います。ぜひ応援しています。頑張つてほしいと思います。

あと次、病院の話なんですけれども、ちょっと答弁漏れもあつたと思うんですけども、まず答弁漏れで、地域包括ケアシステムの構築についても本町の計画というのはどのようになつておりますかということに関しては、今の答弁がなかったと思います。また、病院のホームページの改革プランが今回この質問するに当たって私見ようと思つていたんですけども、見れなかったということに対しての話もちょっと今なかったので、またその話も聞かせてほしいんですけれども、できれば診療科ごとの今収支がわかればちょっと教えてほしいというのと赤字部門の対策であつたり、その場合は廃止とかそういうものもやむを得ないかというようなこともちょっとひとつ聞きたいと。

さっきより小児科の再開のため関係機関との協議を進められているとは思いますが、これは委員会でも言っていると思うんですけども、これの件についての進捗状況をまずちょっと聞かせていただきたいのと、答弁漏れのないように答弁をお願いしたいと思います。

それと保育所・小学校の質問についてのあれなんです、今町長、方針を決めるに当たつての話なんですけれども、検討会というのはあつたんですか、なかったのか、もしあつたのなら何回開いてメンバーは誰だったという教えていただきたい、方針を決めたと、今のその方針に決めたと。

また、先ほど私質問の中で今町長が答弁されたと思いますが、タウンミーティングの総括もしくはそういうものが議事録にホームページで載っていますと言っていますが、これ議事録であつて統括はされておらんのです。各地区であつた議事録というのは全部は見れますけれども、これを集約して統括したもの、こういう皆さんが意見を持って

おるなといったものは何ら説明も何もないし、議事録見てくださいと、大量の議事録あるけれども、町として町長としてそれを見てどう判断されたかというので決めているというお話であれば、これをもって要は検討会なり何なりというのをしているのであれば、この検討会何回開いて、検討会のメンバーであったりとか、このときによってかわるのだといったらそういうのも逐次教えてもらわないと、なぜ僕は先ほど言ったように突然方針をこうしましたというような話を聞いて驚いているわけです。なぜそう至ったかということをやっと詳しく聞きたいということです。

以上です。

○議長（北 信幸君） 町長 實達典久君。

〔町長 實達典久君 登壇〕

○町長（實達典久君） 3番 久保議員の再質問にお答えをいたします。

統廃合の検討会というか、そういった会議につきましては、庁内において私、教育長、そして学校関係、学校教育、健康福祉課のほか参事も出ておりますし、その中で数回会議を開催して方針について考えてきたところでございます。

そして、タウンミーティングに関する統括についてですが、全ての意見をまとめてというものはないかもしれませんが、私全会全ての会において出席をしております。その中で統廃合について出た御意見というのは、肌で感じております。それはどのようなものであったかといえ反が少ないからということではないですが、強硬な反対とか、どうしてもだめだとかそんな御意見は余りなかったと、一方でよりよい案を考えてほしいと、子どもたちが元気で伸び伸びと育つように、またよい教育を受けられるようによりよい案を考えてそれを実施してほしいと、そのような考えが大勢であったかと受けております。

それを受けて今回この議会で方針をお示ししたわけですが、突然とおっしゃいますけれども、方針をお話しする時期については、年度の初めにというふうに申し上げておりましたし、何の相談もなくとそういう御意見もございますけれども、私は議会を尊重してまず議運の場で皆さんの前でお話しさせていただいた、それが新聞に報道されました。また、今回提案理由でもお話をさせていただいております。そしてこの後、また皆様方からさまざまな御指摘、御意見いただいております。こういったものを受けながらさらによりよい案にしていければと思っておるところでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（北 信幸君） 病院事務局長 濱中 豊君。

〔病院事務局長 濱中 豊君 登壇〕

○病院事務局長（濱中 豊君） 3 番 久保議員さんの御質問にお答えします。

まず 1 点目なんですけれども、改革プランの内容についてホームページがアップされていないということについて大変申しわけございませんが、こちらの事務局のほうで準備しましてアップロードして皆様にお示しできるように準備をしてみたいと思います。

それから、もう 1 点なんですけれども、診療科別の実績なんですけれども、これも私どもの病院がどういう方向に進むかということも先ほど申しましたように、患者満足度アンケート調査を進めております。中にはこういう診療科も進めてほしいというのがあるんですが、専門医のリクルートとか、かかる医療機器の導入とかいろいろ総合的に勘案してやっていきますので、病院運営特別委員会のほうで資料をお示ししながら御意見を賜りながら準備を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（北 信幸君） 3 番 久保喜六君。

〔3 番 久保喜六君 登壇〕

○3 番（久保喜六君） まず濱中局長なんですけれども、今私先ほど言ったことに関しては、病院運営と今資料がないかどうかかわからないですけれども、病院運営特別委員会で私の今言ったようなことというのは収支の説明であったりとか、赤字部門対策であったりとか、小児科再開に向けてそういうことというのはお示ししていただき、今この場ではお示しできないということで理解していいのかということなのかと、ちょっと私今言った質問に対しても答弁が返ってきてないような感じがしたというのと、先ほども言っているように、地域包括ケアシステムの計画というのを先ほども僕言ったと思うんですけれども、これは計画されているのかされてないのかというのを、質問の回数も決まっているので、答弁漏れしたら私回数また議長にもお許しを得てあれですけれども、答弁をちゃんとやったことをまず答えてほしいというのが一つです。

あと町長の今の統廃合のやつは、メンバーは教育長と参事 2 人等というような形でそういうことを話をしておったという話で、議会はやはりそっちぬけでという、議회를尊重してというもののそれを示したのはついこの間という話ではないですか。だから僕が今こういった方針決定するまでの間という話をしているわけで、何か秘密裏に云々、そしてまた僕先ほど一般質問冒頭でも言いましたけれども、一方的に 2 小学校、2 保育所の案というのは一方的に進められた、拙速であるということを町長は批判しておったわけです。

だから今タウンミーティングを開いたり、町民の意見を聞いてどういうふうにしなくては
いけないかという、どちらかというともう一度要は町民の意見を聞いてオープンにしてや
っていこうという話だったんでしょう。なのに僕は聞いている話でいくと、余りにも唐
突過ぎてどこでこんな会議があつてどんな検討会、どんなメンバーがあつてという全く聞
かされなくてぼんという感じなんです。今のタウンミーティングをした結果であつたりと
か、そういうものについての扱いについても、いろいろあつたというのは、これはいろい
ろあつたけれども、統括はされてないではないですか。報告もされていないし、基準とい
うのも先ほどもいろいろ言っておられると思うんですけれども、議会を尊重してというの
であればもっとその方針を決めるまでの過程においてももう少し丁寧に町長がいつもここ
で言っているとおりのようなことを説明していただいて、情報公開をするなり何なりして
今こういうふうに進んでいますということで話をして方針というのを言っていただきたい
なと思っています。これまた専門委員会の中でも話はあるのかもしれないですけれども、
余りにも私はこの今決めたことに町長の頭の中というのは、これぱんと決めたということ
で基準であつたりとかそういうものがいまだにちょっと明確でないなど、子どもの観点か
らなのか、子どもは少なくなっていくと言っている中で、新しいのを建てたりとかいろい
ろなことが考えられると思うんです。最終的には子どもなんですと、子どもたちのためと
いう部分だと思うんですけれども、そういう部分をどういうふうを考えておられるのか、
まずはこの進め方、方針を決めて私どもに言う過程での話、過去今まで町長が議会なりい
ろいろなところで御発言されていると思いますけれども、そういう部分の整合性であつた
りとか、踏まえた上でちょっともう少し今先ほど町長が言ったおられたとおり、議会を尊
重していますというのであればもう少し真摯な態度で話をしていただきたいと私は思
っております。

○議長（北 信幸君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 統廃合の方針の発表、そしてそこまでの過程について御意見頂戴
いたしましたけれども、発表の時期については年度初めと申し上げてまいりました。また、
それまでの期間現在検討中である、その中でタウンミーティングも開催いたしましたし、
いろいろな会で御意見も頂戴いたしました。そういった状況でありますということはお話
はさせてまいりましたし、また議会の本会議もそうですし、いろいろな会におきましても
議員の皆様からはさまざまな御意見を頂戴し、そういったことも参考にさせていただきま

してこのたび方針を決めたと判断をしたところでございます。

今後も今の各進捗の状況は、随時皆様方にお知らせをしていきます。議会の皆様、町民の皆様にしっかりと発表、お伝えをしていきますし、また御意見をいただくに当たっては、説明会であるとか、いろいろな形で広く御意見またございましたら承れるようにそのような姿勢でしっかりと進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（北 信幸君） 病院事務局長 濱中 豊君。

〔病院事務局長 濱中 豊君 登壇〕

○病院事務局長（濱中 豊君） 3番 久保議員の御質問にお答えします。

地域包括ケアシステムなんですけれども、これは2015年に厚生労働省が国を地域を守っていくために整備しなければいけないというのが示されております。地域包括ケアシステムは、町の総力戦でありまして、病院、それから健康増進、住まい、生活支援、介護・福祉というような大きな5つの枠組みでトータルで支援しているわけなんですけど、その中で宝達志水病院がどうやって支援していくかというところがあります。

先ほど寶達町長からお話しされましたように一般病床43床のうちの8床、これが在宅に向けてのリハビリを中心としながら包括ケア病棟をシフトして8床設けたということで、大変な作業なんですけれども、病院としてはこの包括ケア病棟を中心として、それからうちの地域連携室が一体となって住民、それから介護施設というところを連携しながら進めてまいりたいと思っています。実際毎月ですけれども、70件に及ぶことを行っておりますので、病院としては少ないスタッフで一生懸命やっている、包括ケアシステムによる病院のあり方というものは十分考えながら地域密着の病院としてはやっているつもりです。

これから数はふえると思うんですけれども、どこまでできるかわかりませんけれども、皆さんの御意見を頂戴しながら進めてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いします。

○議長（北 信幸君） 3番 久保喜六君。

〔3番 久保喜六君 登壇〕

○3番（久保喜六君） 結局は地域包括ケアのシステムの構築というのは、まだ計画もされてないということで今お話し具体的なものがないという感じにちょっと捉えたんですけれども、何かと言いますと、先ほど私言いましたように地域包括ケアシステムの構築に積

極的に取り組むために事務局長を今民間から新しく招聘しましたと機関紙に書かれています。正直なところ今の感じでいくと、包括ケアシステムの構築とか計画とかこういうふう
に整合性というか、そういうものが今ない中で今新しく民間から事務局長を招聘されると、
職員を民間から招聘するということは過去にはなかったと思いますけれども、実は3月の
定例会で事前に知らされていることがなかったんです。新しく今こういうことをするので、
民間の方を招聘したいと思いますということが議会の病院運営特別委員会に示されてなか
ったと、これに至った構築するために要は職員ではなく民間から招聘してこういうふう
にやっついこうという人事方針というのがあったというふうに私は捉えておるんですけれ
ども、どうも話が今の感じでいくと具体的な計画がない中で招聘しているような感じもす
るんですけれども、それに至った経緯というものを簡単にちょっと教えてください。

○議長（北 信幸君） 町長 實達典久君。

〔町長 實達典久君 登壇〕

○町長（實達典久君） 3番 久保議員の質問にお答えをいたします。

濱中局長につきましては、これまでの病院、医療関係におけるキャリアですか、こうし
たこと、またその中で培ってこられた実力、また医療関係者との人脈というか、そういっ
たことをこれから新しい病院において大いに発揮してほしいと、町立病院として町の皆様
のためによりよい医療環境をつくってほしい、そしてただ医療を提供するだけではなくて、
保健だとか幅広い面で病院を中心としたまちづくり、こういったことを担って頑張ってほ
しいと、そのような考えで職についてもらっています。

そして、地域包括の計画のことについてですけれども、今現在本人もそういう問題意識
はしっかりと持った上で検討して、これから実行していただけたらと思っておりますので、
現在の状況につきましてはそのようなところであると御理解をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（北 信幸君） 3番 久保喜六君。

〔3番 久保喜六君 登壇〕

○3番（久保喜六君） 私今町長に言ったのは、機関紙にはこの地域包括システムの構築
のためという、今先ほどそうやって言われるのはわかるんですけれども、招聘するに当た
って民間の方、今までは要は町の職員で賄っていたわけではないですか。新たに今これを
構築するために民間の今の方を招聘するということに至った経緯というのはこれはわか
りましたけれども、うちの町の職員でなく民間のこの人の専門知識というのが必要だった

という部分でいいんですよね。

このことを要はなぜこういうことがあるということを病院運営特別委員会だったり 3 月議会の定例会の前に何で結構大きなことだと思うんです。正直なところ言って新しく病院の局長がかわるという話になると、病院の運営がなんかおかしくなったんじゃないかというふうに危惧する部分というのは正直なところあるわけではないですか。そういう部分も踏まえてこの経緯というのを先ほど聞いたわけなんですけれども、なぜその 3 月の議会前であったりとか、病院運営特別委員会なるものがあるのにそういうようなことをなぜ議会のほうに報告してくれなかったかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（北 信幸君） 町長 實達典久君。

〔町長 實達典久君 登壇〕

○町長（實達典久君） 3 番 久保議員の御質問にお答えをいたします。

今回濱中さんを局長に招聘いたしましたのは、先ほども申しましたけれども、さまざまな理由、これから先よりよい病院をつくり上げてほしい、そして地域包括ケアシステムのことにつきましてももちろんですけれども、それだけではなくて幅広く活躍してほしいと、そんなような思いでお願いをしております。

そして、3 月議会においてお話がなかったと、話がなかったということでございますけれども、人事案件でございますし、本人はもちろんこれまでその当時所属しておられた組織であるとか、そういったこともいろいろと考えまして進めてきた中で、公での発表は少し議会での発表は遅れましたけれども、就任してもらったと、そのようなことでございます。特に何かがあって隠していたとかそういうことではございませんし、これまでの職員、これまでは役場の職員が局長を務めてきた、そういうことですが、専門的な知識であるとか、キャリアであるとかそういったものを多く積んでおられる方にこれから先病院経営にしっかりと当たってほしいと、そのような考えで就任を依頼しております。ということで、特に今までの不足であったということではありませんけれども、今後より一層よりよい病院づくりのために頑張ってもらいたいということでお願いをした、そしてこのような人事となったというところでございます。

以上です。

○議長（北 信幸君） 一般質問の途中でありますが、昼食のため暫時休憩いたします。

なお、午後 1 時から会議を開きます。

午後 0 時 15 分休憩

○議長（北 信幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2 番 塚本勇仁君。

〔2 番 塚本勇仁君 登壇〕

○2 番（塚本勇仁君） 私より 2 点質問させていただきます。

1 点目として、各集落より民生委員、健康推進委員、美化推進委員といった充て役がありますが、少数世帯の集落、特に山間地域の集落において一度役員を引き受けたら交代要員がいなく、その人選、役場に対しての届け出、それを区長に任されているため、区長がその充て役を全て区長自身が受けるということになっているようなところもあります。そのことにより充て役が十分に機能していないのではないかと思います。しかしながら、ただでさえ忙しい区長さんに区長の役割以上の仕事を任せるといったことについて役場執行部の方々はどのようにお考えでしょうか、お聞きします。

2 点目に梅雨時期間近となった今、梅雨前線による豪雨災害に対して安心安全の点から気になる箇所が数点あります。それは二級河川子浦川であります、下流のほうから見ていきますと二口地内の中洲であります。タウンミーティングや数年前から集落要望として要望しておる箇所ではありますが、その上流へ行くとまた通称五千石の水門の下あたりになるわけですが、河川護岸の仮復旧のため大型土のうが布設してあります。その中洲のあるところ、また仮復旧をしてあるところ両方ともに河川断面を侵しておるのではないかと思います。

梅雨の豪雨時の水位上昇の原因となる可能性があるため、まして中洲のたまっているところでは河床と地域の地盤の高低差が少ない二口地内にとってはそのことが住民の大変な不安となっております。その解消として早急に中洲の除去、また五千石の水門の下の仮復旧の本復旧に施工をいつときも早く施工してほしいものです。

また、役場前から上流に向かって100メートルぐらい上がったところにおいては、河川堤防が洗掘されておる影響か主要地方道高岡羽咋線の路面沈下にあらわれております。二級河川については県管理ということは十分承知しておりますが、町民の安全安心のため町として100年に一度の災害を防ぐために二級河川子浦川の維持改修を要望できないものでしょうか。

以上、2 点を質問いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（北 信幸君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 2番 塚本議員の御質問にお答えします。

まず、各種充て職の負担軽減についての御質問ですが、現在各集落には民生児童委員、健康づくり推進員、環境美化推進員の推薦依頼を初め交通安全、防犯及び防災活動に従事していただく人選についてもお願いをしております。その御協力に対し、この場をかりまして厚くお礼を申し上げます。

さて、こうした委員等につきましては、地域に生活する住民みずからが良好な地域社会の構築に向け、地域の郷土活動、福祉の増進、安心安全な地域づくりには欠かせないものと思っております。しかしながら、小規模集落、あるいは高齢化が著しい集落においては、委員等の確保が難しい状況であると認識しております。

小規模集落が単独で委員推薦など困難な場合については、地域間の連携推進も重要な取り組みと考えております。例えば校下単位の近隣集落との連携も選択肢の一つではないかと考えております。

将来的には、少子高齢化が進展する中で、こうした集落はますます増えることが予想されますので、町としてどのような軽減策を図ることかできるか検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、子浦川の改修についての御質問ですが、議員御指摘の五千石水門下流の箇所につきましては、約40メートルの区間において張りブロックの崩壊があり、昨年12月に県に対し早急な補修を要望しております。県は現地確認の後応急対策として河川内の土砂の除去及び大型土のうを設置しております。本復旧についても早急な工事实施を要望してまいります。

また、聖川交差点付近における河川堤防の道路路肩につきましては、約20メートルの区間において舗装の沈下等が見られ、こちらのほうも県の現状確認が行われております。

いずれの箇所につきましても、町として地域住民の安全確保のため、早期の工事实施、また中洲除去等を強く要望してまいります。

以上です。

○議長（北 信幸君） 次に、10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町議会を代表して、この間町民の方々から私に寄せられた願いに基づいて一般質問をいたします。

最初の質問は、志賀原発との安全協定の締結についての問題であります。

平成23年に起こった東京電力福島第一原発事故の教訓を踏まえて、原発からの距離が8キロから10キロというそれまでの防災対策重点区域が30キロ圏（UPZ）とって緊急防護措置区域に拡大されました。そのために志賀原発から30キロメートル圏内にある我が町宝達志水町では、既存の地域防災計画に原子力防災災害という新たな指針を加えて補正がされました。原子力防災の最善策は、原発を稼働させないで廃炉とすべきことですが、政治によって一気に進まない現状を考えれば廃炉を展望しながらそれまでの対策を行うべきと考えます。

そんなときにことし3月末、茨城県の日本原子力発電が再稼働を目指す東海第二原発について同社と県、そして東海村及び周辺5市が再稼働の際は事前に周辺5市の了解を得るとする安全協定を結ぶことで合意がされました。これまでは電力各社が立地自治体と県の同意、石川県では志賀町と石川県、この同意を得た上で再稼働を進めてきましたが、周辺自治体にも了解を得ると定めたのは全国で初めてであります。東海第二原発の周辺5市は、原発から半径30キロ圏内に含まれる自治体であります。

日本原子力発電株式会社とは、日本にある電力会社9社、北陸電力も出資していますが、株の80%、電源開発が20%出資して設立された会社であります。宝達志水町民からは、福島の事故の教訓を踏まえて原子力防災対策の重点地域になったけれども、年1回の実用的ではない原子力防災訓練がなされているだけではないか、原発の危険から町と家族を守ることでは、福島の事故の前後と何の変わりもないのではないかという声がよく聞かれます。

一方、島根県の雲南市議会の島根原発対策特別委員会は、原発を再稼働させるには4つの条件を定めています。第1は、福島第一原発事故の完全収束と原因究明、第2は国の体制整備と30キロ圏の緊急防護措置区域いわゆるUPZの決定、第3が市の防災計画の見直しと避難対策の確立、第4が30キロ圏の自治体、地域住民の同意という住民の安全意識の立場に立った4条件であります。

以上を踏まえてお聞きします。

これまでの東海第二原発にかかわる安全協定と今回発表された安全協定の違い、教えてください。

第2には、そもそも安全協定とは何かを教えてください。

次に、東海第二原発の新しい安全協定の正当性についてお聞きします。

まず、平成23年3月11日に起こった東京電力福島第一原発事故の放射性物質の拡散範囲はどれだけとなっていたか教えてください。

2番目に国会の事故調査委員会は、原子力の法体系自体を見直す必要があると報告書で述べております。法体系の中には安全協定の中身もかかわってきますが、町民の安全を守るために町は北陸電力や県や国、志賀町に安全協定を見直すための提起はしたことがあるかどうかお聞きします。

3番目に原発からの距離30キロ圏とのかかわりでは、国の制度が少しずつ変わってきています。原発からの距離30キロ圏の自治体には、補助金が支払われる仕組みがつくられておりますが、一体どういう補助金なのかお聞きします。

この原発問題の最後に、町長にお聞きします。

宝達志水町は志賀原発から30キロ圏の町として志賀原発の安全協定対象の自治体への加入意思を県と志賀町に伝え、県や志賀町と同じ権限を持つ自治体になれるよう働きかけるべきだと考えますが、町長の思いをお聞きします。

次に、町の第3次障害者計画・第5期障害者福祉計画と介護保険制度のかかわりについてお聞きします。

この計画を策定するに当たり、障害のある方々のニーズ把握を行っておられます。その手段としてアンケート調査をされたようであります。その中でアンケートの3番目に地域で生活するための要望として一番多い回答が経済的な負担の軽減とあります。これはどの年齢層に多い回答か教えてください。

また、年齢を20歳以下、20歳代、30歳代と10歳ごとに区切ったのはなぜなのかお聞きします。

この問題の3点目にお聞きするのは介護保険との関係であります。なぜなら障害者福祉サービスは、65歳を境に介護保険に移行させられてしまうからであります。障害者福祉サービスと介護保険とでは障害を持つ方々にとっては大きな違いがあります。障害を持つ方々のお話を聞いてまいりましたところ、介護保険ではメニューごとの細切れサービスしか提供できなかったり、介護保険サービスには障害者福祉サービスに相当するものがなかったり、障害者福祉サービスのほうが柔軟性があり、使い勝手がいい、こんな意見を多く聞いてきました。この町のアンケートを実施するときにそういう問題意識はお持ちだったのかどうか、障害者福祉計画はそんな問題意識でつくられたのかどうかお聞きいたします。

私が障害を持つ方々にお聞きしてきた一番多い経済的な支援策では、それまで障害者福

祉サービスを利用していた障害を持つ方々が65歳の誕生日を迎えたたん、介護保険優先という法律の規定のため、それまでは無料の福祉サービスが1割負担になるためにそれをやめてほしいというものでありました。経済的支援の中身を捉えているのかどうかお聞きいたします。

この問題の最後に町長にお聞きします。

ことし3月に岡山県の障害を持つ65歳を超える浅田達雄さんという方が岡山市を訴えた裁判の判決がありました。内容は、介護保険サービスの原則1割負担が経済上難しい状況を裁判所は認め、岡山市の障害福祉サービス不支給決定は、障害者自立支援法第7条の解釈適用を誤ったものと断罪し、浅田さんが勝訴いたしました。宝達志水町でも私の聞き取り調査では、介護保険に移行した障害者の方々は多くの不自由を強いられています。第3次宝達志水町障害者計画・第5次宝達志水町障害福祉計画の補足を再調査も含めて行う必要があると思いますが、いかがでしょう。

質問の3番目は、病児保育についてであります。

以前にも町民からの必要性の訴えと設置の法的根拠についてお聞きしましたが、法律があってもなかなか進んでいないようなので、今回もお聞きします。

平成27年7月17日に厚生労働省雇用均等児童家庭局長名で各都道府県知事宛てに病児保育事業の実施についてという通達が出されました。この通達でいうところの病児保育とは、この通達の事業の内容にも書かれてあるように、保育を必要とする乳児や幼児、または保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっている者について保育所や病院、その他の場所で保育を行う事業とあります。そして、この事業には4つの事業があります。第1は、児童が病気の回復期に至らない場合であり、当面の病状の急変が認められない場合の病児対応型、第2が児童が病気の回復期であり、かつ集団保育が困難な期間、一時的に保育する病後児対応型、第3が児童が保育中に微熱を出すなど体調不良となった場合において対応する体調不良時対応型、第4が当該児童の自宅において行う非施設型であります。これを踏まえてお聞きします。

第1点目は、病後児対応型の保育は相見保育所で行っていることは知っておりますが、病児対応型の施設はあるかどうかお聞きいたします。

この問題でお聞きする第2点目は、私には病後児保育もそうですが、病児保育の要望が多く寄せられています。宝達志水病院の敷地内で中央保育所の移設が計画されていると聞

いております。その際には病児対応型の保育を行うにはとても有利です。医療機関との連携や看護師配置での有利さがあります。看護師が近くにおればわざわざ保育所の中に看護師を配置しないでいいという有利さであります。病児対応型の保育を実施する必要がありますが、いかがでしょうか。

最後に町長にお聞きします。

大きな予算を伴わないでできる子育て支援の大きな決断をされるお考えはおありかどうかお聞きします。

最後に、子どもの貧困対策の一つである全国の母子世帯の6.7%を占める非婚世帯の寡婦控除のみなし適用実施についてお聞きします。

1点目は、これまでの子どもの貧困対策についての私の質問に対する答弁で町は、貧困対策全般は対応しがたいが、ひとり親の方々の福祉充実を図りたいとの旨を答弁されてきたことに間違いはないかどうか。

2点目は、町の答弁でのひとり親の定義ですが、非婚のひとり親家庭もその規定に入っているのかどうか。

3点目は、ことし9月から内閣府と厚労省の事業として、全市町村に保育料金については非婚のひとり親への寡婦控除のみなし適用が始まります。子どもの貧困対策には大事な視点だと考えるが、いかがでしょうか。また、寡婦控除のみなし適用によって対象者にはどんな利点があるのか。

4点目にお聞きするのは、国の事業実施を前に多くの自治体がこれを実施しています。宝達志水町では国の実施前に行うお考えお聞きします。

この問題の最後に町長にお聞きします。

結婚歴があるかないかで同じ母子家庭なのに差別が生じています。個人の平等、尊厳をうたった憲法13条違反の状況です。それを内閣府や厚労省が保育の面で一歩前進させましたが、差別は依然として残っています。地方税法や所得税法それぞれ26万円控除、27万円控除、公的住宅家賃控除などが非婚だと適用できません。町長はそれらの改善を求め、県の町長会に提起していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上。

○議長（北 信幸君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 10番 小島議員の御質問にお答えします。

まず、志賀原子力発電所から30キロ圏内の自治体である本町が原子力安全協定に加入する意思を県と志賀町に伝えるべきではないかとの御質問ですが、本町では現時点においては原子力安全協定の加入については考えておりませんが、住民の安全確保のために現在北陸電力が実施している安全対策や断層調査の状況を注視し、必要に応じて関係機関から情報提供を求めていきたいと考えております。

次に、障害者計画と介護保険制度とのかかわりについての御質問ですが、法律では65歳以上の障害福祉サービス受給者は、介護保険法の適用を優先すると規定しておりますが、当町では一律の介護保険優先とせず、個々の事情に応じた柔軟なサービスの利用に応じております。今後も利用者と十分に相談し、同意を得た上で安心して利用できるよう取り組んでまいります。

次に、宝達志水病院敷地内での病児保育の実施についての御質問ですが、病児保育事業を実施するには、小児科医の常駐が義務ではありませんが、適切な処置を行うためには必須であると考えます。現在は宝達志水病院に小児科医がおらず、実施は難しいと考えております。

次に、非婚ひとり親への寡婦控除に関する質問についてですが、地方税法や所得税法の寡婦控除の改正は、昨年12月にまとめられました与党税制改革大綱の検討事項に2019年度税制改正において検討し、結論を得るとされています。子どもの貧困問題は、全ての自治体に取り組むべき問題であると認識しております。本町としても県や他自治体と問題意識を共有し、取り組んでいきたいと考えております。

なお、細部につきましては、所管の課長から説明させますので、御了解願います。

○議長（北 信幸君） 危機管理室長 村井康志君。

〔危機管理室長 村井康志君 登壇〕

○危機管理室長（村井康志君） 10番 小島議員の御質問にお答えします。

原子力安全協定とは、原子力施設周辺の安全確保により住民の健康を保護するとともに、地域の生活環境を保全することを目的としたものです。また、対象自治体の権限ですが、原子力施設周辺における放射線の共同監視を初め、異常時等における情報の迅速な連絡・通報義務、立入調査・安全措置要求の受け入れ、施設の新設または増設、変更に対する地元の事前了解などがございます。

東海第二原発に係る新たな協定は、再稼働及び延長運転に関する新規制基準適合において原子力所在地域市町懇談会の6市村に対し、事業者からの事前説明及び意見の提起や回

答の要求、現地確認の実施、合意形成を図るための協議会の開催等について規定したものと認識しております。

平成23年3月11日に起こった東京原子力福島第一原発事故に伴う放射線物質の拡散範囲ですが、国の避難指示区域等の状況から福島県内の立入規制がかかっている範囲と推測されます。

本町が平成23年3月11日以降に国や県、北陸電力に対し見直しの問題提起を実施したことがあるかとの御質問ですが、原子力規制委員会が新たな安全基準、新規制基準を平成25年7月8日に施行されていることなどにより、問題提起はしておりません。

○議長（北 信幸君） 参事兼財政課長 村井仁志君。

〔参事兼財政課長 村井仁志君 登壇〕

○参事兼財政課長（村井仁志君） 10番 小島議員の御質問にお答えいたします。

御質問の補助金は、経済産業省資源エネルギー庁が所管するエネルギー構造高度化・転換理解即新事業補助金であります。この補助金は、原発依存度低減という方針のもとで廃炉が行われ、原発関連の補助金が減少する立地自治体等において、エネルギー構造の高度化などに向けた取り組みを進め、地域の理解を図っていくために今後の中長期的な地域のあり方を見据えつつ、既存の地域資源や地域インフラを活用した再生可能エネルギーを中心とした地域振興の取り組みに活用することを目的としたものでございます。

具体的には、エネルギー構造高度化に向けた地域の理解を促進するための説明会や勉強会、エネルギービジョンの策定、再生可能エネルギー性調査などのソフト事業から再生可能エネルギーを活用した発電、熱利用施設の設置のほかエネルギー構造高度化のための施設の建設などのハード事業も対象にしております。

応募資格につきましては、平成28年度は原発が立地する道・県及び市町村に限られておりましたが、平成29年度から原発稼働停止の長期化などから、原発を取り巻く環境変化の影響を受ける半径30キロ圏内の自治体に対象範囲を拡充され、本町も対象となっております。

補助金額につきましては、10分の10の補助率で、本町の場合、年間上限は2億円で、下限は100万円であります。しかし、補助金を受けるには中長期的な再生可能エネルギー活用に向けた調査の実施、計画策定などが必要であることから、応募は行っておりません。

以上です。

○議長（北 信幸君） 健康福祉課長 村山敬一君。

〔健康福祉課長 村山敬一君 登壇〕

○健康福祉課長（村山敬一君） 10番 小島議員の御質問にお答えいたします。

第3次町障害者計画・第5期町障害者福祉計画と介護保険制度のかかわりについてでございますが、まず計画実施を策定に当たり、アンケートを実施した中で、地域で生活するために必要な支援として一番多い回答の経済的支援の年齢別でございますが、割合として一番多いのは、20歳から29歳、次いで19歳以下で、30歳、39歳の順番でございました。

次に、年齢層区分を19歳以下、20歳から29歳、10歳刻みにしたという明確な意図は特にございません。他市町の計画を参考にいたしました。

次に、計画が各項目が書かれてあるが、介護保険とのかかわりがある項目は特にございません。また、障害福祉サービスと介護保険サービスとの比較では、議員御指摘のとおり障害福祉サービスのほうが柔軟性があり、介護保険に移行した場合には、本人と相談をし、同意を得ることで問題は生じてないと認識しております。

次に、このアンケートにある経済的支援と介護保険の1割負担との関係でございますが、先ほど述べたように経済的支援で支援の割合が多いのは、20歳から29歳であり、この結果から介護保険の1割負担とは関係ないと考えております。特に高齢者には多い結果とはなっておりません。

次に、宝達志水町では病児保育を実施している施設はあるかについてですが、病児保育事業の病児対応型については、相見保育所内においてファミリーサポートセンター事業として行っておりますが、小児科医との密接な連携をとることが難しいことから、実施の方が難しい状態であります。

次に、厚生労働省雇用均等児童家庭局長が通達0403第23号で求めた病児保育が宝達志水病院敷地内に実施する必要があるがいかにかについてですが、小児科医が確保できればそれぞれの事業類型について検討をしたいと思っております。

次に、法では病児保育を実施するときの医者の位置づけはどうなっているかについてですが、医療機関でない施設が病児対応型等を実施する場合は、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導、助言を行う医師を選定することが求められております。また、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関をあらかじめ選定することも求められております。

次に、子どもの貧困対策についてでこれまで町のほうでの議会答弁との関係で、今年度は子どもの貧困対策全般は対応が難しいが、ひとり親の福祉充実を図りたいとの趣旨の答

弁は間違いないかについてですが、今までの答弁では、本町はひとり親世帯に寄り添い、状況に応じてできる限り助言や支援を行っていることをお伝えしてまいりました。これからもひとり親のそれぞれのニーズを把握し、その上で必要な事業につなげていきたいと思っております。

次に、非婚ひとり親家庭も町長や健康福祉課がいうところのひとり親に該当するかについてですが、非婚であってもひとり親に該当いたします。

次に、ことし9月から内閣府と厚生労働省の事業として全市町村に保育料について非婚のひとり親への寡婦控除のみなし適用が始まりますが、御存じだと思うが、対象世帯はあるかについてですが、非婚のひとり親世帯はございます。

次に、寡婦控除のみなし適用は子どもの貧困対策には大事な視点だと思うがいかがかについてですが、確かに非婚のひとり親は、状況によっては既婚よりも経済面等で不安定な状況があることなどが想定されますので、寡婦控除のみなし適用はとても大事な視点だと思っております。

次に、寡婦控除のみなし適用がされると対象者はどのような利点があるかについてですが、寡婦控除のみなし適用がされると対象者の所得に対して寡婦控除と同額が控除されます。その結果、世帯の状況にもよりますが、保育料の階層区分が下がることもあるかと思えます。

次に、寡婦控除のみなし適用は、国の事業の前に多くの自治体を実施しているが、宝達志水町はどうかについてですが、本町では行っておりません。

以上でございます。

○議長（北 信幸君） 10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） まず原子力安全協定の加入を町長は考えておられないと言っておられたんですけども、その原因として課長さんが答えられたように、平成25年7月20日に新たな安全協定の指針が出たということなんです。そうすると不思議なことがあるんです。平成26年ですと今から4年前に朝日新聞がアンケート調査を各自治体にやって、4月14日号だと思います。これを発表しているんです。各自治体での意見も全部見ていただければわかるんですけども、出しておるんです。宝達志水町はどんなことを言っているか、平成25年の指針出た後、その1年後にどういうことを言っておられるかという、再稼働するときは地元の同意が必要だと回答しておるんです。地元とはどこかという、宝達志

水町では30キロ圏内だと、要するに宝達志水町も入れろよということを書いておられるんです。それだけではないんです。事故が起きたときに渋滞というのは対処しようがないと、計画にも入れようがないんだと、困っておるんやということも朝日新聞に書いておられるんです。これはもう解決してない問題でしょう。

また、障害を持つ方とか、高齢者の方々とか足腰弱いいわゆる要援護者、この方々をどうするか、放射能の事故が起きたらどうするかというときに困っておるんだという回答をしておるんです、宝達志水町は。当時の総務課長が恐らく町長の下承を得て出したと思うんですけども、それだけではないんです。移動手段の確保も難しいんだと、町民全部の何百台、何千台になるか知りませんが、そのバスを借りたときに事故が起きたらちゃんと逃げられるんです。でも一挙に事故がおきました、はい何百台というバスを用意してくれとこれはできない、正直に朝日新聞のアンケートではできないと書いておるんです。ですから、新しい安全指針が出たにもかかわらずいつそうやって正直に当時書いておられたのにのど元過ぎればと言いますか、いつそうやって答弁というか、町の思いが変わられたのか、何でそう変わったのか、ここが私問題になってくると思うんです。

そういう意味では、それと町長、さっき北陸電力の安全対策も信用しておる、活断層の調査も信用しておる旨の答弁をされましたけれども、でもこれまで原発の炉心の下に活断層があるというのを隠しておったとは言いませんけれども、見つけれなかったところなんです。そこを信用していいのかどうか、やはり町は町としてしっかりと住民の安全を守るために安全協定に入れてもらって、そしてちゃんとしたものがないうちは稼働させませんよという姿勢を見せていくことが重要だと思うんですが、いかがでしょう。

これ再質問しますので、もう一つもいきます。

厚生労働省がわざわざ通達まで出して病気の子ども、保育所に通う子ども、小学校に通う子どもをぜひ病気になってもちゃんと保育をできるようにしてやりなさいということで通達出したんですよね。そのときに宝達志水町では小児科医がいなくてできないというんです。ではお聞きしますが、厚労省の通達には小児科なんかどこにも出てないんです。私知人の小児科医に聞いてきました。その施設に病児保育の施設に来るような子どもだったら別に小児科医でなくて内科医で対応できるよ、こういう答えを聞いております。どうしても小児科医にこだわるのであれば小児科医がいなくてこの病児保育でどこかで事故があったのかどうかということを御存じなのかどうか、それでもしそれだけこだわっているんだったら誰がこれにこだわっているのか、専門家、ぜひ御自分の答弁に責任を持っていた

だく意味でここをお聞きしたいんです。

3点目は、経済的支援がひとり親でも健康福祉課長言われましたけれども、ひとり親家庭でもやはり非婚のお子さんを持つお母さんがひとり親の中でも大変だということを、もっと大変だということを言われていますし、国の調査でもそうになっています。そういう意味では私ここに手を早く当てるとするのが大事だと思うんです。今回条例改正ずっと専決、専決で条例改正をされたでしょう。9月待たないで専決で条例改正してここに手を当てていくことというのはそんな何百万も要りませんよ、何十万、何万という予算でできることなので、早くやってあげたいのと、同時に住民税とか先ほど言いましたように、所得税それぞれ26万、27万の控除はしてくれるんです。これを働きかけていくということが今の宝達志水町にとっても大事な実際おられるんですからことだと思うんですが、いかがでしょう。

それと65歳の障害を持つ方、岡山県でこうやってそういう判決が出ました。今紹介しました。65歳になったら医療費、これまで無料だった障害福祉サービスが有料になって1割払う、これが苦痛なんです。そういう質問はしてないんですよ、アンケートではおっしゃられたように。それで大変だという人も少ないんです、こうやって裁判にするような人は。やはりここに手を当ててどんな状況なのか、これはやはり聞いていかなければならないと思うんです。これをそういうお考えはおありかどうか、これをお聞きしたいなと思います。

以上です。

○議長（北 信幸君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 10番 小島議員の再質問にお答えをいたします。

まず原発における協定の加入についてですけれども、現在の協定に加入せずとも先ほど申し上げましたような情報の収集であるとか、事業者、また国の動向、こういったものは情報を得ることはできますし、必要と感じればこれは先ほど申し上げたとおりですが、さらなる情報提供を求める、また意見具申を求める、そういったことも可能であると思っておりますので、特に必要ないかと思っています。

またもう一つの理由としては、現在その協定に関する協定の法的な根拠というか、そういうものはないような現状だと認識をしております。そういった中で、果たしてももちろん意味はあるんでしょうが、どれだけの意味合いのあるものになるのか、また仮に加入しよ

うかと思った際に現在でもそのような動きが全国であったりもしますが、加入に前向きであるような意見、また慎重であるような意見いろいろとございますし、そういったことをいろいろ考えます中、我々が直ちに手を挙げる、声を上げるというようなことは、関係する皆さん、また町民の皆さんにも困惑されるようなことになるのではないかと考えますので、現時点では今できることはしっかりと行っていく、そして安全対策であるとか、断層の調査も信用しておるといようなことで先ほどお話しございましたけれども、私どもといたしましては、無批判にそれをうのみにしてしまう、信用するということではなくて、しっかりと出されている状況、情報、そして現状についてはしっかりと吟味した上でなすべきこと、これは小島議員と同じだと思いますけれども、何よりも町民の安全第一でございますので、そういった観点で判断し、行動していきたいと思っておりますし、加入については法的な環境を整えばまたそういうこともあり得るのかなと思っております。

そして、病児保育のことについてですけれども、先ほど私は医師の小児科医の配置が必須であろうとそのように申し上げました。一方で、議員の御指摘のようなこともございますし、必要性ですね、また十分な環境が整えられるのかどうか、そういった調査もしつつまた検討したいなと思っておりますし、現時点でも医科大のほうですとかそういったところも実施されておりますので、それで十分であるならばそちらと連携しつつとか、受け入れてもらいながらそういったサービスの提供に当たっていければと考えておるところでございます。

ほかは担当課長から答えさせていただきます。

以上です。

○議長（北 信幸君） 健康福祉課長 村山敬一君。

〔健康福祉課長 村山敬一君 登壇〕

○健康福祉課長（村山敬一君） 10番 小島議員の再質問にお答えいたします。

まず病児保育の事故があったかとのことですが、実態の把握はしておりませんが、病児保育につきまして保育士の先生方と少し話はしたことがございます。その中で体制は医師の指示書が必要なこと、医師との連携でございますが、そういう緊急時に対応できる設備がないということが一番の原因だということでありますので、医師との連携、指示書なり小児科医にはこだわらず内科医でも医師との連携ができれば少しずつやっていく方向で検討していきたいと考えております。

次に、非婚者の寡婦控除のみなし適用についてでございますが、今国のほうでは非婚者

のひとり親に対する寡婦控除のみなし適用を政令または通達により実施していく動きがあるように聞いておりますので、その法令にあわせまして検討を実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、障害者計画の件でございますが、アンケートの中には直接不自由なことなど聞いたことは書いてはおりません。それで現在障害者福祉サービスから介護保険に移行するときに現状を聞いて話し合いをしながら相談をして、どうしても介護保険に移行できない場合はそのまま障害者福祉サービスを使うということにしております。それで今後もこの移行の時期に相談しながらその人にとってよい方向に進めていくこととしたいと思っておりますので、理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北 信幸君） 10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 再々質問をいたします。

町長が安全協定に関しては、環境が整えば要望していこうかというふうに言われたんですよね。最初の答弁は絶対だめだではなくて、様子を見てみたいというふうな答弁で、今度は環境が整えばと、この環境というのはほかの自治体も同じように安全協定必要だと思うけれども、どうだという呼びかけてきたらこのついでにこうという姿勢でいいのかどうか、これをお聞きしたいのと。

それと、65歳の先ほど障害福祉サービスと介護保険との関係での2つ町長と健康福祉課長の答弁にちょっと違いがあったかなと思ったんです。町長は65歳になっても柔軟に介護保険になっても対応している、私これ初耳なんです。課長はこれまでの法律の中ではそれは難しいですよ、どっちが本当なんですか。これをお聞きしたいと思います。

それと病児保育に関しては、小児科医です。町長と町の執行部との間の争点は小児科なんです。小児科のお医者さんが病児保育に通うような子だったらそんなに小児科でなくてもいい、実際にこの宝達志水町見てください。町の開業医の先生方立派に小児科の対応をして頑張っておられる、十分やっておられるんです。うちの子どもたちもほとんど町の先生方に診ていただいて大きくしていただいたんです。何でそこまで小児科にこだわるのか、ここを知りたいんです。保育士さんに聞いた、それは小児科でなかったらだめだと、小児科が一番いいですよ。でも小児科少ないでしょう、全国的に。いろいろな問題で少なくなっているんです。その中で厚労省がやりなさい、病児保育やりなさいとやっているんです。

そのときには柔軟で、小児科というのはあくまでも皆さん方はやりたくないための理由づけになっておるのではないかと思っておるんです。そうでないんだったら小児科でないと絶対だめだという根拠をなかったらいいです。答弁してください。

3点。

○議長（北 信幸君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 10番 小島議員の御質問にお答えいたします。

まず安全協定につきましては、先ほども申し上げましたが、現在は法的な根拠もないと、また加入せずとも必要な行動はできる、そういったところでございますので、これがそういった法的な環境が整う、また私たちも入るべきであるというような議論が高まってきたときには、このような検討も必要かと考えますけれども、現時点ではこれまで申し上げてまいりましたとおりに加入しない状態におきましても必要なことはできると、そのように考えておるところでございますので、御了解をお願いいたしたいと思います。

そして、65歳以上の方がどちらのサービスを受けるのかということですが、これは先ほど私のほうから最初に申し上げましたとおりに障害者のサービス事業をそのまま受けられるということで、御承知をお願いいたしたいと思います。

そして、病児保育につきましては、私どもの答弁に対しましてさらなる御指摘ございましたので、さらに調査研究してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（北 信幸君） 次に、1番 林 稔君。

〔1番 林 稔君 登壇〕

○1番（林 稔君） それでは、一つ質問をさせていただきます。

宝達志水町の農業における特産品の支援と強化について質問いたします。

宝達志水町の特産品には、ブドウのルビーロマンやイチジクがありますが、農業では就農者の高齢化や後継者問題、若者が就農して生活していけるかなど解決しなければならないたくさん問題がありますが、特産品の支援と強化について町ではどのようにお考えかお聞かせください。

以上です。

○議長（北 信幸君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 1 番 林議員の御質問にお答えします。

農業における特産品の支援と強化についての御質問ですが、昨年度宝達志水町農産物等ブランド化推進事業補助金交付要項を策定しております。この補助金は、農産物による新商品の開発や農産物の産地化を目指す取り組みに対しての補助金であり、商標登録などについても該当になります。

現在は、将来の核となる町独自の農産物の産地化に向けて、多くの新商品を生み出し、種をまいている段階でございます。

本年度にはハウストマトの加工品としての事業問い合わせがございますが、町の地域振興作物であるイチジク、スモモ、チンゲン菜、花卉、花木など関東や関西の市場に出荷している特産物についても J A はくいなどと連携を強化し、出荷拡大や新商品化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、後継者不足などの問題は、本町でも地域農業のマスタープランとなる人・農地プランを作成し、担い手の確保、農地利用の集積・集約化等に取り組んでおります。

また、新たな担い手の確保として、J A はくい、農業委員、農地利用最適化推進委員の協力や生産者の理解と協力を得ながら、新規就農者への支援や農業体験者の募集、農家民宿・農家レストラン等を視野に入れた地域おこし協力隊の募集も検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（北 信幸君） 以上で通告のありました一般質問が全て終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

◎議案等の委員会付託

○議長（北 信幸君） お諮りいたします。議案第33号から議案第42号までの議案10件及び報告第2号から報告第16号までの報告15件につきましては、議案付託表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 異議ないものと認めます。したがって、議案第33号から議案第42号までの議案10件及び報告第2号から報告第16号までの報告15件は、議案付託表のとおり

各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（北 信幸君） お諮りいたします。委員会審査のため、明6月8日から6月14日までの7日間を休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 異議ないものと認めます。したがって、明6月8日から6月14日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（北 信幸君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回は6月15日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後2時03分散会

平成30年 6 月 15 日（金曜日）

◎出席議員

1 番	林	稔	7 番	守 田 幸 則
2 番	塚 本 勇 仁		8 番	北 本 俊 一
3 番	久 保 喜 六		9 番	金 田 之 治
4 番	土 上 猛		10 番	小 島 昌 治
5 番	柴 田 捷		11 番	北 信 幸
6 番	林 一 郎		12 番	近 岡 義 治

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	金 田 成 人
主 幹	上 野 峰 子

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	寶 達 典 久
参事兼総務課長	松 栄 忍
参事兼財政課長	村 井 仁 志
危機管理室長	村 井 康 志
情報推進課長	藤 本 清 司
企画振興課長	一 家 剛
住 民 課 長	荒 井 雅 子
税 務 課 長	定 免 文 江
健康福祉課長	村 山 敬 一
健康づくり推進課長	小 川 智 子

農 林 水 産 課 長	越 野 好 則
地 域 整 備 課 長	安 達 大 治
会 計 課 長	松 田 真由美
宝達志水病院 事 務 局 長	濱 中 豊
教 育 長	山 岸 芙 美
学 校 教 育 課 長	岡 田 正 人
学 校 教 育 課 担 当 課 長	宮 城 宏
生 涯 学 習 課 長	定 免 敏 彦
文 化 財 室 長	村 井 伸 行

◎議事日程

日程第 1 委員長報告

日程第 2 委員長報告に対する質疑

日程第 3 討論

日程第 4 採決

(追加日程)

日程第 1 議案第43号 宝達志水武道館改修工事（建築工事）請負契約の締結
について

日程第 2 議案に対する質疑

日程第 3 討論

日程第 4 採決

日程第 5 小学校及び保育所統廃合特別委員会の設置並びに同委員の選任

日程第 6 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

◎開 議

○議長（北 信幸君） あらかじめ申し上げます。町広報担当課及び報道関係からビデオ、写真撮影の申し出がありましたので、これを許します。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、6月7日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎委員長報告

○議長（北 信幸君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

先に各委員会に付託しました議案の審査の経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員長 金田之治君。

〔病院運営特別委員長 金田之治君 登壇〕

○病院運営特別委員長（金田之治君） 今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る6月8日、病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて内容の確認を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、「志雄病院の解体工事」について質疑が活発に行われました。

委員会としては、案件を慎重に審査した結果、議案1件については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

なお、審査の過程において、「志雄病院の跡地利用については、病院跡地であることを考慮して地元住民と十分相談・協議の上、実施されたい」との意見が出されました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査及び協議の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げ、病院運営特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（北 信幸君） 次に、教育厚生常任委員長 小島昌治君。

〔教育厚生常任委員長 小島昌治君 登壇〕

○教育厚生常任委員長（小島昌治君） 今定例会におきまして、当委員会に付託されまし

た案件について、去る6月11日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、「道德教育の内容や評価方法」、「墓地管理料やそれに対するアンケート結果の内容」、「町民への聴取の内容」、「住民票のコンビニ交付の実績」、「外出支援サービス委託料」などについて多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

当委員会では、付託案件について慎重に審査した結果、議案7件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の報告8件はいずれも原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたこともあわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げ、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（北 信幸君） 次に、総務産業建設常任委員長 久保喜六君。

〔総務産業建設常任委員長 久保喜六君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長（久保喜六君） 委員長報告。今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る6月13日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、「広域農道ののり面崩壊に係る復旧について」、「庁舎の防犯対策」、「集落要望の対応について」、「新規就農総合支援事業に係る交付基準」、「専決補正予算における予算措置について」など多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

当委員会では、付託案件について慎重に審査した結果、議案3件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の報告6件はいずれも原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、「梅雨の時期に向けて、町民の安全・安心のため、道路や河川の安全点検を入念に実施されたい」との意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、

本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたこともあわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

○議長（北 信幸君） これで委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（北 信幸君） 次に、日程第２ 委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

◎討 論

○議長（北 信幸君） これから議案全般にわたっての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 次に、賛成討論はありませんか。

10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 私は、本定例会に上程されました議案全てに賛成し、専決処分された平成29年度一般会計補正予算についてだけ賛成討論を行います。

今回、専決処分された平成29年度一般会計補正予算は、専決処分事項としては成り立つのかどうかという問題提起をしたいと思います。

今回、提案されましたのは、平成29年度予算執行終了時に見込まれる剰余金を減債基金に１億2,728万円余を充てたという報告への承認が議会に求められています。宝達志水町財政調整基金条例第２条には、「前年度一般会計の決算上生じた剰余金の全部または一部は、財政調整基金に積み立てる」とあります。町減債基金条例第２条では、「減債基金の積立額は予算で定める額とする」とあります。

これについて総務省は、「減債基金は、地方公共団体で計画的に積み立てるよう指導し

ている」と地方財政審議会の質疑に対して答弁しています。減災基金とは、地方債の返済を計画的に行うための基金であります。つまり、計画を立てる３月当初予算時の審議に地方債の返済計画を立て返済すべきなのに、今回は、新たな返済計画もなく、いわば行き当たりばったりのように感じるようなそんな年度決算前に、１年、１億２,０００万円を超える剰余金を財政調整基金でなく減債基金に積み立てるというのは、違法とまでは言えませんが、総務省指導への反発や挑戦と言えるのではないのでしょうか。

一方、町議会にとってはどうでしょう。前年度剰余金を決算前に、総務省の言う新たな計画もなしに財政調整基金でなく減債基金に積むというのは、１億２,０００万円を超える新規の事業を年度途中で議会の承認も得ず行うような性質のものだと考えます。

確かに、過去も同じようなことが行われました。しかし、当時は、町財政が著しく悪いのは、町民も議会も行政も一致した認識でした。財政再建はみんなの願いであるという前提がありました。しかし、大きな努力と町民生活犠牲を強いて、今では町の財政状況は県内でも悪いところに位置しておりません。町民の願いも借金返済第一から暮らしや福祉の充実が第一に変わってきております。議会の中からも剰余金をため込むのではなく、区の要望事項をすべきであるとか、下水道利用料金を値上げ前に戻せという意見が複数出ていることから明らかであります。

町財政の現状をしっかりと認識し、町民要望実現へのかじに切りかえることを強く求め、賛成討論いたします。

○議長（北 信幸君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（北 信幸君） これより採決に入ります。

まず、議案第33号 平成30年度宝達志水町一般会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第33号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第33号は委員長の

報告のとおり可決されました。

○議長（北 信幸君） 次に、議案第34号 平成30年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第36号 平成30年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第1号）までの議案3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第34号から議案第36号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第34号から議案第36号までの議案3件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北 信幸君） 次に、議案第37号 宝達志水町墓地条例の一部を改正する条例についてから議案第42号 宝達志水町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの議案6件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第37号から議案第42号までの議案6件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第37号から議案第42号までの議案6件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北 信幸君） 次に、報告第2号 専決処分の報告について、専決第2号 平成29年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）から報告第8号 専決処分の報告についてまで、専決第8号 平成29年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第5号）までの報告7件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも承認です。報告第2号から報告第8号までの報告7件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 異議ないものと認めます。したがって、報告第2号から報告第8号までの報告7件は委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（北 信幸君） 次に、報告第9号 平成29年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定によって報告でありますので、御賢察の上、御承認願います。

次に、報告第10号 専決処分の報告について、専決第9号 宝達志水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから報告第15号 専決処分の報告について、専決第14号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの報告6件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも承認です。報告第10号から報告第15号までの報告6件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 異議ないものと認めます。したがって、報告第10号から報告第15号までの報告6件は委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（北 信幸君） 次に、報告第16号 宝達志水町障害者計画の策定については、障害者基本法の規定による報告でありますので、御賢察の上、御承認願います。

◎日程の追加

○議長（北 信幸君） お諮りいたします。ただいま議案1件と小学校及び保育所統廃合特別委員会の設置並びに同委員の選任の件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 異議ないものと認めます。したがって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を配付いたします。

〔追加日程配付〕

◎提出議案の上程・説明

○議長（北 信幸君） それでは、追加日程第1 議案第43号 宝達志水武道館改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 今定例会に追加にて提案いたします契約案件 1 件について御説明申し上げます。

議案第43号 宝達志水武道館改修工事請負契約の締結についてであります。

本案については、予定価格が5,000万円以上であることから、宝達志水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を賜りたいとするものであります。

概要といたしましては、宝達志水武道館の内部、屋根、外壁及び設備等の改修を行うものであり、免田・勝二特定建設工事共同企業体と1億9,029万6,000円で契約を締結したいとするものであります。

以上で案件の提案理由を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北 信幸君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（北 信幸君） ここで議案に対する質疑を許します。質疑ありますか。

3 番 久保喜六君。

〔3 番 久保喜六君 登壇〕

○3 番（久保喜六君） ただいま町長から追加議案の提案理由の説明がありましたが、6月6日の北國新聞において、官製談合情報のとおり、免田産業と勝二建設の共同企業体が落札したと掲載がされておりました。このことについては、町として大変不名誉なことであり、情報公開、町民からの信頼回復の観点から何点か町長、財政課長にお伺いしたいと思います。

今回の工事は、予定価格が1億8,008万円、入札方式は共同企業体による一般競争入札です。工事概要は、建築工事、内部改修工事、屋根改修工事、外壁改修工事、建具改修工事、給排水衛生設備工事及び空調設備だったと思います。

国では、建設工事の効率的施工を図るため、公共工事の発注は単体発注を基本的前提としながらも、大規模かつ高難易度の工事の安定的施工の確保、優良な中小・中堅建設業の振興などを図る上で、共同企業体の活用も有効とされていると思います。

しかし、一部には、行き過ぎと見られる活用も行われるなど、弊害が指摘されたことから、その活用のあり方の適正化を図るため、国交省は、昭和62年に「共同企業体のあり方について」を定めています。その中で、運用上の留意点として、安易な運用が行われた場合には、建設企業間の適正な競争を阻害することを指摘しています。そして、「等級別発注制度の運用との整合を図り、公正・自由な競争の機会が確保されるよう配慮する必要がある」としております。

今回のこの工事は、予定価格が1億8,008万円ですが、等級別発注基準はどのようになっているのでしょうか、まず一つお聞きしたいと思います。

さらに、当町で過去に発注された類似金額工事で、平成25年に行われた押水総合体育館の耐震改修補強整備工事とは違い、構造体に影響を及ぼす工事でないと思われますけれども、いかがでしょうか。

次に、参事兼財政課長にお伺いします。今回の入札について、宝達志水町の競争入札参加有資格者であることとなっておりますが、平成25年度に実施した体育館耐震改修補強工事のときとは、経営事項審査の結果である総合評価値が代表者の場合、900点以上かつ年間平均工事高が予定価格のぴったりに2倍となっております。しかし、今回の経審点が代表者の場合、780点以上かつ年間平均工事高が2億5,000万円で、予定価格の1.4倍弱となっております。

また、構成員についても、平成25年度に実施した体育館の耐震改修補強工事のときは、経審の点数が800点以上となっていました。しかし、今回の経審点数が構成員の場合、720点以上となっております。今回の入札において、かなりハードルが低く設定されていると思います。これらの経審の点数の決定理由及び年間平均完成工事高の決定理由の説明をお願いいたします。

次に、免田産業と勝二建設の平成28年10月1日から29年9月30日までの経審の点数を教えてくださいたいと思います。

あとは、代表者の所在地についてでありますけれども、これについては、宝達志水町、羽咋市、志賀町、かほく市、河北郡となっておりますが、構成員の2、勝二建設さんの部分のところなんですけれども、これが宝達志水町、羽咋市、かほく市となっており、志賀町と河北郡が除外されておりますけれども、これはどういうことなのか答弁をお願いいたします。

○議長（北 信幸君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 3番 久保議員の質疑にお答えいたします。

まず、JVによった発注についてですが、これは最近の県内自治体等での発注事例に基づいて同様の発注を行ったものでございます。

また、等級別の発注状況については、私としては承知しておりませんので、担当課長からお答えをさせていただきます。

そして、建物の構造に変更を加えるような工事ではないのではないかという御指摘ですが、それは御指摘のとおりでございます。

以上です。

○議長（北 信幸君） 参事兼財政課長 村井仁志君。

〔参事兼財政課長 村井仁志君 登壇〕

○参事兼財政課長（村井仁志君） それでは、久保議員の御質問にお答えいたします。

等級別発注の基準でございますけれども、今回の先ほど言われました一連の質問の流れもございますので、順次、あわせてお答えしていきたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

まず、代表者の要件でございますけれども、工事の内容、先ほど町長も答弁いたしましたとおり、改修工事であり本体の構造を変更するような工事でないことから、Aランク、最上位基準点780点以上という格づけの業者を選んでいるということでございます。

次に、前回の体育館の耐震工事との点数の相違点でございますけれども、先ほど言いました工事の内容が本体にかかわる工事でないということで、最近の県内の工事の発注事例などを参考にいたしまして、Aランクの780点以上を代表者の要件としたものでございます。それと、施工実績でございますけれども、前は2倍の発注実績ということになっておりますけれども、今回も先ほど言いました最近の県内の自治体の建設工事の発注事例等で同額とかそういった事例等もありましたので、約1.4倍の2億5,000万円ということで要件を決めております。同じく構成員につきましても、本体工事にかかわる発注内容ではないということで、点数を下げて構成員の要件を定めております。

次に、点数でございますけれども、免田産業の点数は799点、勝二建設は795点でございます。

次に、かほく市、羽咋市のみに構成員をしたのはという理由でございますけれども、これも他の市町村の発注状況、そういったところを勘案し、他の市町の自治体でも中小企業の育成・振興、受注機会の増大などの観点から、当該市町に限るところが多いわけ

でございますけれども、本町では事業者も少なく、近隣の羽咋市、かほく市まで広げて業者の育成をするという条件にしたところでございます。

以上でございます。

○議長（北 信幸君） 3番 久保喜六君。

〔3番 久保喜六君 登壇〕

○3番（久保喜六君） まず、耐震工事とはあれで、影響がないという話だったと思いますが、影響を及ぼす工事でないというのであれば、武道館の内装改修や屋根改修ということで共同企業体としての発注の必要性がないと思われるんですけれども、いかがなのをちょっとお聞かせ願いたいなと思っております。

「建設業の健全な発展と建設工事の効率的施工を図るため、公共工事の発注は単体発注を基本的前提とするとともに、共同企業体の活用は技術力の結集等により効率的施工が確保できると認められる適正な範囲にとどめるものとする」となっております。JVのあり方ということについては。

今回の場合は、その共同体としての発注は、私としては特殊なものというか、先ほど答弁されたように、特殊でも何でもなく普通のものということで、これはちょっとJVにしたというのはちょっと不適切ではないかなと私は思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

あと、今、経審の点数をおっしゃられたと思いますけれども、入札広告のあれからすると、点数とちょっと違うと思うんですけれども、経審の点数からすれば、今の先ほど言った点数であれば同格の会社であり、基準日を平成28年10月1日から29年9月30日としたという理由というのは、何かあるのかを教えてください。

先ほども地域要件のそういう部分に関して、県内の業者云々ということ considering ということを答弁されたと思いますけれども、まずその要件1になる一番頭になる会社と次になる下の会社の地域条件が変わるというようなことは、余りないのではないかなと私は思っているんですけれども、何かあえてそういう、今の答弁という話でいけば考慮したという話になるんですけれども、地元業者が有利に取れるようにという形で考慮したのかなというふうにちょっと取られるんですけれども、なぜあえて変えたのかという部分というのをもうちょっと詳しく教えてくださいなというのがあります。

今、それだけお答えください。

○議長（北 信幸君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 3 番 久保議員の質疑にお答えいたします。

J Vにした理由についてですけれども、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、金額が2億円近くあること、そして最近に事例を参考にしたこと、そして効率的な施工が可能なのかどうかということにつきましては、問題なく実施できるであろうという判断でこのような方式にしたところでございます。

以上です。

○議長（北 信幸君） 参事兼財政課長 村井仁志君。

〔参事兼財政課長 村井仁志君 登壇〕

○参事兼財政課長（村井仁志君） 点数の期間につきましては、現在、直近の期間ということで公募の期間としているところでございます。

そして、同一ランクにつきましては、御指摘のとおり、企業それぞれがお互いの技術力、実績等を考慮して自主的に結成されるものと判断しております。

以上でございます。

〔「議長、答弁漏れていると思います」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 3 番 久保喜六君。

答弁漏れは、簡潔にこの部分の答弁、質疑ということで聞き直していただきたいと思います。

3 番 久保喜六君。

〔3 番 久保喜六君 登壇〕

○3 番（久保喜六君） その地域条件の件がちょっとまだ不明だという、あえて変えたという例と、事例というのは県内の各所という話であるんですけれども、私を知る限りでは、こういう一度の地域条件を変えるというようなことというのは、余りないのではないのかなというのが私思うんですけれども、この事例に沿ってという、県内の事例に沿って前例に倣ったというのであれば、何を前例に倣ったかというのもひとつちょっとお聞きしたいというのがあります。

先ほど言った、今の現段階での直近の経審の点数をとるのであれば、今の免田産業さんとか勝二建設さんは、ほぼ同点だというふうに私は理解するんですけれども、そして直近という話であれば、平成28年と29年というこの期間、平成29年9月30日までという期間というのは、本当にそれでいいのかなのか。何か期間的にずれているような気もするん

ですけれども。平成28年10月1日から9月30日というのが今の先ほど直近のことしの2月のやつは799点と795点という話だったと思いますけれども、期間的なものはどうやったのか。

また、私、単純に言いたいのは、J Vにした妥当性という部分のところもあるんですけれども、うちの町の発注基準は、上限額を超えたという部分だけであって、町では、こういう部分に関しての基準というのはまだ未策定だと僕は思っております。基本予定額から前例を参考にと。他の市町という、私が先ほど言った話ですけれども、うちの町では平成25年のこの武道館の建設工事というのは、多分、近々では、うちの町では金額的にも似たようなものだったと思っておりますけれども、その平成25年の武道館のやつを前例としてやっているというのであれば、今先ほど言ったような形で同点数のAとBという話であれば、ちょっとおかしいのではないかなと。J Vの妥当性的な部分もちょっとクエスチョンマークだなというがあるので、そこら辺をちょっと詳しく教えてください。

○議長（北 信幸君） 参事兼財政課長 村井仁志君。

〔参事兼財政課長 村井仁志君 登壇〕

○参事兼財政課長（村井仁志君） 今ほど同一ランクの設立というか、その件につきましては、共同企業体運営の先ほど久保議員もおっしゃいましたあり方の中には、ランクによっては同一基準でのそういう設立もあるというようなことも記載されております。

それと、他の自治体の最近の事例でございますけれども、今この同じ代表者と構成員の地域要件にするのではないかなというような御質問でございますけれども、最近、今年度へ入りまして、能登町のほうでの事例といたしましては、建設工事で代表者は奥能登土木管内、そして構成員は地元能登町にという事例もございます。

そういったところなどを一部参考にさせていただいたということもございますし、大きな工事ですと県内を代表者にする、そして構成員は地元という事例もあったと思っております。

以上でございます。

○議長（北 信幸君） 3番 久保喜六君。

〔3番 久保喜六君 登壇〕

○3番（久保喜六君） J Vに対しての妥当性というのは、今の話からいくと、ちょっと国交省が出しているこのあり方であったり、うちの町では未策定という部分もあるんです。ちょっと不明確な点が多いんですけれども、もし地元に例えばそういうふうな、地元育成

のためであったりどうかという話であれば、今みたいなこういう改修工事の簡易なものという。

先ほども言いましたように、内部改修工事、屋根改修工事、その他もろもろの改修工事というふうに区部分けされているんですけども、地元の業者を育成するという部分であれば、別に分離発注してもよかったのではないかなという部分を私言いたいんです。

あえて、何でJ Vにしているのと。地元育成のためならという話ならば、別にJ Vでなくてもできるのではなかったのかなという部分というのが1つと、やはり先ほど言いました地域条件というのがやはり1つ引かかる部分であって、Aクラス、一番頭になったクラスの人はそういう地域条件だよという部分で、次、Bクラス、次に下に入るクラスですかね、という部分になると要件を変える。

でも、さっきの経審の点数からいけば、ほぼ同等なんですよね。これも地元育成のためにというような話であるならばあれなんですけれども。

なぜ、ここまで言うかというのと、少し質疑として聞いているのは、冒頭にも私言いましたけれども、談合情報があったという話があり、そのとおりになったということもあるので、あえて要は先ほど言いましたように、いやそういうことはないという部分を明確にやはり答えていただく。

今、先ほどから質問している点に関しては、やはりちょっと疑問が残るような点があるので聞いているわけでありまして、その点につきましてひとつ答弁お願いできますか。

○議長（北 信幸君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 3番 久保議員の質疑にお答えをいたします。

今回の入札につきましては、私どもとしては、まちがいなく公正な実施をしておりますし、一部というか、そういう通報もあったということですけども、それに関しましては、定められたマニュアルどおりに対処をしておりますし、私どもとしては、そのような不正はございませんし、参加した業者からも聞き取り等をした上、念のため聞き取り、また公正入札調査委員会等を開きまして、問題がないということで実施をしております。

そして、J Vの形式で発注したということにつきましても、先ほどから申し上げてますとおりに、最近の事例を参考にしておると。また、工事の規模その他も参考にしておりますし、また建築士の方とも分離のことにつきましては御相談の上、決定したということでございますので、今回は、私どもとしては、間違いなく適正に、そしてJ Vということ

についても効率的によい工事が行われるようにと、そのように考えて実施しておるところでございます。

以上です。

○議長（北 信幸君） 参事兼財政課長 村井仁志君。

〔参事兼財政課長 村井仁志君 登壇〕

○参事兼財政課長（村井仁志君） それでは、今ほどの一般競争入札につきましては、公募により参加を受け付けていることや、予定価格についても公表しているということ。そして、募集した結果、過去の建築工事の一般競争入札と変わらない4つの企業体、J Vが自主結成され参加申請があったと。町内1社、町外の3 J Vが提出してきたと。2社のJ Vにつきましては、当日辞退されまして、2社J Vによる入札でありましたけれども、競争の機会は確保されたと考えております。

以上でございます。

〔「議長、いいですか、最後」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 答弁漏れですか。

〔「1つ」という声あり〕

○議長（北 信幸君） はい、3番 久保喜六君。

〔3番 久保喜六君 登壇〕

○3番（久保喜六君） 先ほど町長が言われましたけれども、そういうことがないという話ですけれども、官製談合ということであって、民民ではないんですよ。官製ということなので、要は官の人がかかわって優位に働くようにしたんじゃないかということ言っていて、その部分、では官のほうでこの入札公告であったりそういう部分に、何か予期にはからうことがあったんじゃないかということ言うところであって、先ほどの話から言うと、整合性は取れているというような話も言っておられますけれども、いかんせんちょっと納得いかないことも、これ以上言うても、そうですという話であればそうなんでしょうけれども、ちょっと私は今の話でいくと、先ほどの点数であったり、時期であったり、地域条件であったりというのは、ちょっとクエスチョンマークが。私が調べた限りではそういうようなところは余らないと僕は思っておるんですけれども、あえてそういうふうにしたというような疑問は残っております。これ以上言うても多分答弁は一緒の答弁しか帰って来ないと思いますので、これで質疑はやめておきますけれども。

以上です。

○議長（北 信幸君） ほかに質疑ありませんか。

9 番 金田之治君。

〔9 番 金田之治君 登壇〕

○9 番（金田之治君） 私は、今の話題になっております宝達志水武道館の件なんですけれども、ここに提案理由とそれから工事内容について6件下の細部を書いてありますけれども、多分、この中には、当初、担当委員会でも話題になりましたボルダリングの工事が多分入っているんだろうと思いますけれども、どこに入っているのか教えていただきたいということ。

それから、もし入っているとすれば、委員会でも相当議論が出たと思います。要するに、ボルダリングそのものを云々と言うんではなくて、なぜそこまで拙速にという話であったということであろうかと思います。

というのは、安全面、そして監視体制、指導者の育成という話が大方であったというふうに記憶をしておりますけれども、そういったことが余り丁寧に何の議論が、回答したと言えればそれまでなのかもわかりませんが、私自身は、まだ何かちょっとボルダリングをやめておけとかそういうつもりはありませんけれども、安全面で非常に心配をしているということですので、その辺もしお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北 信幸君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 9 番 金田議員の質疑にお答えをいたします。

ボルダリングに関する安全性につきまして、このお答えですけれども、委員の皆様からは、いろいろな御心配等もいただきましたけれども、先日、教育厚生常任委員会のほうでそちらの内容について御説明させていただく機会がございました。

そちらでお話をさせていただいたとおりでございますけれども、マット等は十分な厚さを持ったもの、基準以上のものをもって安全性を図ると。また、そのほかにも、施設には常時人を配置する、またその担当者につきましては、これから先、しっかりと講習等を受けて当人がしっかりと見ておられる、そういった体制もつくって準備をしていくと。そのほかにもいろいろとございますけれども、安全面の確保については、しっかりと行っていくということで、先日、お話をさせていただいたとおりでございますし、そのように御理解いただければと存じます。

また、工事のどの工事に入っているかということは、担当課長から御説明をさせていた

だきます。

以上です。

○議長（北 信幸君） 生涯学習課長 定免敏彦君。

〔生涯学習課長 定免敏彦君 登壇〕

○生涯学習課長（定免敏彦君） この工事の改修の中では、内部の改修工事の中に入っております。内部といいますか、トレーニングルームの改修の一部としてボルタリングの設置を考えております。

以上でございます。

○議長（北 信幸君） 9 番 金田之治君。

〔9 番 金田之治君 登壇〕

○9 番（金田之治君） 今、説明がありましたけれども、さきの担当委員会で説明をしたということでもありますけれども、私自身、何といいますか、安全面で非常に、私はボルダリングそのものをどうのこうのと言っているわけではございません。今はやりで、そしてなおかつオリンピックの種目にも入ってくるようでございますから、大いに結構だと思いますけれども、その辺のところの安全面に対するそういった感じがまだ私は不足しているのではないかという思いがいたします。

そして、なおかつ、今、担当課長から説明がありましたけれども、安全面、そういったことで十分配慮したということですが、もしそうであれば、委員会でもあれだけの議論があったわけですから、ここにやはり内容の説明には当然あってしかるべきかなという思いがいたしますけれども、その部分、どう思いますか。

○議長（北 信幸君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 9 番 金田議員の質疑にお答えをいたします。

安全面に関する御心配についてですけれども、今、お答えしたとおりに、私どもとしては、しっかりと取り組んでおるつもりでございますし、またこれからも工事の過程等において、管理者等も相談し、また専門の方からも御意見を伺って、しっかりと安全確保できるように、安心して使えるよう大いに活用いただけるようなそんな施設にしていきたいと思っております。

そして、工事の説明の中で明示していないということですが、これは特に必要があつてしなかったとか、隠すようにしたとか、そんなことではございませんで、以前から

工事実施はするということでお示ししておりますし、今回はトレーニングルームの中の内部の工事ということで、そちらに含まれているということで御理解いただければと存じます。

以上です。

○議長（北 信幸君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） これで質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（北 信幸君） 次に、討論を行います。討論ありませんか。

10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 私は、今回上程されました武道館改修の請負契約の締結について討論いたします。

今回の武道館改修については、教育厚生常任委員会に議会中の継続審査の過程で、町執行部より説明が行われました。

教育厚生常任委員会の委員が全て雨漏りする武道館改修には賛成であります。今もその思いは変わりません。

しかし、委員会の中で問題になったのは、武道館内に設置されるボルダリング施設についてであります。今回お話するのは、安全面ではありません。ボルダリングというのは、シューズとチョークで岩を登る競技です。確かに、国際的なスポーツになってきているようですが、しかし、宝達志水町の競技人口は、委員会の説明の中では3人という説明がされました。町民で3人です。それにもかかわらず、1,000万円の予算を加えてボルダリングの施設を武道館に設置しようということに質問と異論が多く出されたのであります。

町長は、財政がまだ大変だという趣旨の発言をいろいろなところでされております。どうして町内競技人口3人のボルダリング施設のために1,000万円の予算をつけるのでしょうか。全ての議員を納得させる説明がされておられません。また、調べましたら、このボルダリング施設をつくってほしいという町民団体からの要望もありません。新しい条例制定ならば、立法事実がないというのと同じであります。

ボルダリング施設をつくるから町民にボルダリングを通して体を鍛えてほしい、これは

委員会でも町長の純粋な意見、願望を述べられたものでありますが、予算は町長のものではなく、町民の願いを反映させるものだということを忘れるべきではありません。

武道館にボルダリング施設のスペースだけつくっておいて、町民のボルダリング熱の高まりと町民の設置要望の高まりとともに後でこのボルダリング施設をつけるということが自然なのではないでしょうか。武道館の中にボルダリング施設設置は、町民要望があいまいな今、急ぐべきではありません。これは、この問題でこの議会期間中、私が多くの町民の方々の意見を聴取しました結果であります。

ボルダリング施設を除けば、今回の落札価格 1 億 9,000 万円余が 1 億 8,000 万円に下がります。よって、ボルダリング施設の設置予算を抜いた再入札を行うことを提案し、今回の武道館改修の請負契約の締結に反対するものであります。

以上。

○議長（北 信幸君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（北 信幸君） これより採決に入ります。

議案第43号 宝達志水武道館改修工事請負契約の締結についてを採決いたします。この採決は起立により行います。

議案第43号は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北 信幸君） 以上のとおり、賛成 5、反対 5 で同数でございます。したがって、地方自治法第116条第 1 項の規定により、議長が本案に対して採決いたします。

先ほど来から出ておりますボルダリングに対して、議会側ももっと時期をおいて設置すればどうかという設置案を出しておりますが、こういった形に 5 対 5 ということでございますので、議案第43号については、議長は否決と採決いたします。

◎小学校及び保育所統廃合特別委員会の設置並びに同委員の選任

○議長（北 信幸君） それでは、追加日程第 5 小学校及び保育所統廃合特別の委員会設置並びに同委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。小学校及び保育所の統廃合の問題は、全町民の関心ごとであることはもちろん、町の宝である子どもたちによりよい教育・保育環境を提供していく大変重要な問題であり、議会としてもこの課題解決に向け、町執行部と一体となり取り組んでいく必要があることから、11名の委員で構成する小学校及び保育所統廃合特別委員会を設置し、調査終了まで閉会中も継続調査とすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 異議ないものと認めます。したがって、11名の委員で構成する小学校及び保育所統廃合特別委員会を設置し、調査終了まで閉会中も継続調査とすることに決定いたしました。

ただいま設置されました小学校及び保育所統廃合特別委員会の委員の選任は、委員会条例第7条第2項の規定により、議長の指名によることになっておりますので、私のほうより指名いたします。

近岡義治君、小島昌治君、金田之治君、北本俊一君、守田幸則君、林 一郎君、柴田捷君、土上 猛君、久保喜六君、塚本勇仁君、林 稔君を指名いたします。

次に、小学校及び保育所統廃合特別委員会の委員長と副委員長は、委員会条例第8条、第2項の規定により、委員会において互選することになっておりますので、その互選のため、暫時休憩いたします。

午後3時24分休憩

午後3時40分再開

○議長（北 信幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、小学校及び保育所統廃合特別委員会で互選されました委員長及び副委員長の報告がありましたので、発表いたします。

委員長 10番 小島昌治君、副委員長 3番 久保喜六君。

以上のとおりであります。

◎各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（北 信幸君） 次に、追加日程第6 委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、各常任委員会

の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 異議ないものと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（北 信幸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成30年第2回定例会を閉会いたします。

どうも御苦勞さまでございました。

午後3時42分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 北 信 幸

署名議員 金 田 之 治

署名議員 北 本 俊 一